

384-43
1200501455391

384
43

30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 40 1 2 3 4

始



IT2M-87

384
43



筑波山一舉の始末





(藏所氏一機田栗・戸水) 像畫自齋雲耕田武

筑波山一舉の始末刊行に就いて

規模の大

關西に於ける大和、但馬の、即ち天誅組、及び生野銀山の舉と對照す可きは、關東に於ける筑波山一舉であらう。但だ筑波山の一舉は、上國より隔離したる、やゝ僻遠の地に於て行はれたる爲めに、聊かその當初に於ては、地方的騷擾として受取られて居た。然も其の時間からすれば、元治の初期から慶應の初期に及び、約一個年に互り、其の場所から云へば、常陸、下野は勿論、延いて上野、信濃、美濃、越前に及ぶ。到底天誅組や、生野銀山や、其の時も短く、場所も狭くして、同日の論では無し。

筑波山一舉の原因

元來筑波山一舉の原因を尋れば、天誅組、及び生野銀山の舉と、殆ど同一の泉頭に溯る可き理由がある。何れも尊皇攘夷にして、何れも攘夷の先鋒もて、自から

任じたる人々の企畫であつた。天誅組の吉村寅太郎にせよ、生野銀山の南八郎にせよ、將た筑波山一擧の藤田小四郎にせよ、其の心事を論ずれば、皆な同一ならざるは無しと認めざるを得ざるものがある。

筑波山一擧と禁門の變

更らに之を局部的に觀察すれば、櫻田門一擧より阪下門一擧に到り、阪下門一擧より筑波山に到る、未だ必らずしも一定の方針の許に、その事件が畫策せられたと云ふ譯合ではないが、然もその間に自から脈絡相ひ通じ、氣息相ひ連なり、其間無意識的に意志の關聯するものあるは掩ふ可からざる事實と云はねばならぬ。而して櫻田の一擧は、水戸と薩の合作にして、阪下の一擧は、水戸と長の合作であり、更らに筑波の一擧の如きも、未だ必らずしも長との合作であるとは明言し難きも、さればとて之を沒交渉と云ふことは、猶更ら困難である。言ひ換へれば筑波の義徒と、元治甲子禁門の役に於ける一味との間には、以心傳心、互ひに犄角の勢を做し、且つ做さんと欲するものあつたことは、萬々疑を容

れない。

水長有志の相關

筑波勢が相率ゐて上國に向ふや、其の謀主と云ひ、軍師と稱する山國兵部の如きは、山陰道を直下して、長州に赴き、長州勢と合致す可しとの策を建てたほどであつた。但だそれが不幸にして、衆議に容れられずして、實行せられなかつたのだ。又た桂小五郎（木戸準一郎孝允）が禁門の變に於て、事破れ、謀違ひ、愈よ身を以て遁れんとするや、彼れは一たびは信州に赴き、筑波勢と合せんと企てたが、其の機を失して、空しく信州から引き還した。

東西呼應策

是等の事實に徴しても、彼等が互ひに東西呼應して、其の同一目的に向つて邁往せんと欲したるや、以て知る可きであらう。されば彼等の間に立派なる連絡があり、約束があり、互ひに申合せて、殆んど同一時に、各自の場所に於て、事を擧げたりと云ふは、餘りに牽強附會の説に失するも、然も彼等が自他無視して居たと云ふも、決して事情に通じたる觀察と云ふ可きものではあるまい。

水戸黨禍
の餘毒

筑波の一舉に、始終一貫其の中心人物となりたるは、藤田小四郎の徒にして、山國兵部の如き、武田耕雲齋の如きは、所謂る木乃伊取りが木乃伊となりたるものに過ぎない。而して松平大炊頭や、榊原新左衛門の如き、何れも穩和派に屬し、且つ屬すべき人にして、遂ひに反對者の爲めに餘儀なく驅遣せられて、幕軍と抵抗せざる可からざるに到らしめ、而して遂ひに此れが爲めに、欺き降されて最後の慘禍に罹らしめたるは、如何にも彼等の爲めに、一掬の哀涙を迸り溢れざるを得ざらしむるものがある。是亦た水戸に於ける黨禍の餘毒と云ふの外は、あるまい。

水戸御用
黨と幕府
の結托

凡そ水戸の御用黨は、藩祖以來、恒に幕府と相通じ、幕威を藉りて以て、其の威福を逞しくせんとする者、比々皆な然らざるは無しで、義公時代の藤井紋大夫より、烈公時代の結城寅壽に到り、更らに慶篤時代の市川三左衛門に到るまで、概

波山の徒
必しも中
正ならず

ね然らざるは無しだ。乃ち筑波一舉の慘禍も、其の大半は、水戸の御用黨と、幕府方との結托して演出したる慘劇と云ふを適當と爲す。

然も一切の惡を市川等に歸し、一切の善を藤田等に歸するは、決して平允の見ではない。波山一舉の徒の中にも、火附、強盜、殺人の惡名を、反對黨より附せられて、之れを悉皆拂拭し去ること克はざる輩は皆無では無かつた。筑波山の天狗と云へば、維新以後に至りても、猶ほ筑波山麓一帶の良民をして戰慄禁ずる能はざらしめたる程なれば、彼等の行動が必らずしも中正でなかつたことは、争ふべからざる事實だ。されど、それはそれとしても、幕府が彼等を待つ所の公平、穩當を失したるは、天下の公論と云ふも、決して不可なかつた。而して市川等も、固より唯だ公法を假りて私憤を逞くし、藩律を武器として、舊怨に酬いんとするばかりでは無かつたにせよ、然も事實は、殆んどそれに相違なきの痕跡を留めたるは、畢竟黨禍の餘毒と云ふ可き歟。此の如くして、筑波の一舉は、殆んど水戸の血性男子を塵にし盡さんとした。

何人も武田勢に對する徳川慶喜及び其の腹心たる原市之進等の態度に就いては多大の遺憾を覺ゆるであらう。慶喜の立場は、固より同情に禁へない。彼としては、其の周邊から、動もすれば、武田等を指駭して、此に到らしめたものと、無實の罪を歸せられんとするの虞れあり。所謂痛くもなき腹を探られつゝある最中なれば、寧ろ双眼を鎖して、武田等を嚴科に處するの他なし。又た原其人の如きは、一心只だ其仕ふるところの慶喜の爲めにする場合なれば、所謂大義滅親の決心もて、慶喜を補翼したるに外ならざる可きも、然も如何なる申譯はありても、彼等が一切を田沼玄蕃頭に推諉して、自から相ひ干係なきが如き態度を嫌ふたるは、決して感心す可き事では無かつた。

大久保利通は、決して溫柔寛厚の長者では無かつた。彼は自から當局者となり、明治七年佐賀の亂や、十年の亂の後を處するにも、決して寛典者流では無かつ

た。されど筑波一黨の處分に就いては、彼は實に其の日記に左の如く誌して居る。

一、常野浪士は、越前敦賀え土藏に押込、去る四日に武田始廿七人盡刎首、七日(慶應元年二月)迄に、七百何人凡て死刑に處し、殺盡いたし候由。其取扱苛刻を究、衣服を剝取、赤身になし、束飯にて獸類の會釋に候由。是は田沼取計にて橋公邊えは全く談合に不及候由。實に聞に不堪次第也。是を以、幕滅亡之表と被察候。

とある。此にて見るも直接慶喜其人が其の相談には預りて居ないことは、分明だ。然も田沼意尊をして勝手に斯る暴舉を逞うせしめたる責任の大半と云はざるも、其の一部は慶喜も亦た之に任せねばなるまい。何れにしても大久保の結論通りに、此の一事にても幕府は自滅す可き理由がある。

昭和十二年二月十三日春雨蕭々、大森山王草堂、
庭前の紅梅漸く綻ぶる時。

八

蘇峰七十五叟

例言

- 一 本篇は修史第二期孝明天皇時代の第二十五冊、織豊徳以來通算第五十四冊。
- 一 現在第五十五冊「内外交渉篇」第五十六冊「長州征伐」第五十七冊「幕長對抗篇」第五十八冊「幕府瓦解期に入る」第五十九冊「倒幕勢力の擡頭」第六十冊「長州再征篇」第六十一冊「孝明天皇御宇終篇」を稿了し、更らに明治天皇御宇史第一冊「通計第六十二冊」孝明天皇崩御後の形勢「第二冊」新政曙光篇「第三冊」大政返上篇「を稿了し、第四冊即ち通計第六十五冊」皇政復古篇「を起草中である。

- 一 即今修史課程殆んど隔月一冊に垂んとす。若し此の速度にして息むなくんば、明治天皇御宇史を完成するの期も、未だ必らずしも不可能ではある

例言

一

まいかと思ふ。

二 本篇「筑波山一擧の始末」は、昭和九年七月八日起稿、同年九月十四日脱稿。

一 昨今兩年にかけ、東京京都大阪其他の地方に於て、著者の史業の完成を神前に祈禱せらるゝ同志相ひ接す。著者感激且つ恐悚、深く責任の重大を感ず。

一 本書の編纂、校正、一切前例に據る。

昭和十二年二月十三日大森山王草堂に於て

蘇峰七十五叟

近世日本國民史 筑波山一擧の始末 目次

第一章 藤田小四郎等の擧兵……………一

一 筑波山の一擧……………一

關東の名山〔一〕 西に長州東に水戸〔二〕 長水の聯絡〔三〕 運動結果の相違〔三〕 筑波山有志最後の悲愴〔三〕 筑波山一擧の影響〔四〕

二 中心人物の一人藤田小四郎……………五

藤田小四郎の人物〔五〕 天成の英才〔六〕 小四郎の計畫〔六〕 漸次同志を得〔七〕 運動資金の獲得〔七〕 貿易商より徴發〔八〕

三 義軍宇都宮に向ふ……………九

山田一郎の加盟〔九〕 田丸を主將に推す〔九〕 田丸應諾〔九〕 長州及び尊攘派との連繫〔一〇〕 旗揚げ〔一一〕 日光に向ふ〔一二〕

四 攘夷先鋒勅許の請願……………一三

岡山藩公に一書を贈る〔一三〕 時勢慨嘆〔一四〕 時事大綱〔一四〕 不可解三事〔一四〕 大勢論沈〔一五〕 悲憤禁ぜず〔一五〕 本志披陳〔一六〕 攘夷勅許請願の意志〔一六〕 右請願運動の依頼〔一六〕 政局一變の下心〔一七〕

五 池田茂政朝廷へ建白す……………一八

四州侯への嘆願〔一八〕 茂政の建議〔一八〕 天下の現状〔一八〕 勅許請願〔一九〕 朝廷の衝動〔二〇〕 朝廷の對策第一案〔二〇〕 同第二案〔二一〕 同第三案〔二一〕

六 池田慶徳幕府へ建白す……………二二

池田慶徳建議書〔二二〕 攘夷策略の不徹底〔二二〕 一揆暴發の理由〔二三〕 一揆討伐の困難〔二四〕 攘夷決定の利〔二四〕 幕府の態度〔二五〕 水戸人宣傳の妙〔二五〕

第二章 藤田等常野の運動……………二七

七 日光神廟參拜……………二七

宇都宮著陣〔二七〕 宇都宮藩の態度〔二七〕 宇都宮藩の援助謝絶〔二八〕 日光警備〔二八〕 日光奉行の手配〔二九〕 參拜許可〔三〇〕 靜肅參拜〔三〇〕

八 檄文を四方に飛ばす……………三一

日光山にて檄文發表表〔三一〕 尊攘は神州の大典〔三一〕 神州の危急〔三二〕 一死報國の志〔三三〕 日光立籠りの理由〔三三〕 討幕の志無し〔三四〕

九 板倉閣老への投書……………三五

板倉宛書狀本文〔三五〕 所謂四奸の罪〔三六〕 眞木久坂等との相違〔三六〕 時勢に泥むの非〔三七〕 耳目一新の要望〔三八〕 山内謹愼の申條〔三八〕 止むなくば神輿奉昇〔三九〕

一〇 義徒太平山に據る……………三九

太平山〔三九〕 太平山に入る〔四〇〕 水戸藩鎮撫使〔四〇〕 鎮撫使田丸と會見〔四一〕 鎮撫使と田丸藤田の關係〔四一〕 二十日の會見〔四二〕 却て方略を授く

〔四二〕

一一 再び筑波山に據る……………四三

筑波に還る〔四三〕 改めたる部署〔四四〕 太平滯陣中加盟の同志〔四四〕 田中の奇策〔四五〕 甲府城奪取の案〔四五〕 幕府困倒の策〔四六〕 水藩士討幕の心なし〔四六〕

一二 周邊の怨嗟……………四七

軍用金の缺乏〔四七〕 漸次悪化暴行〔四七〕 田中隠蔵の暴行〔四八〕 山田一郎の自訴〔四八〕 自訴理由〔五〇〕 止むなき亂暴〔五一〕

第三章 諸生の運動……………五三

一三 諸生岩船山に會す……………五三

水戸正義派の打撃〔五三〕 各地の學館〔五三〕 正義派の苦境〔五四〕 鎮壓運動の發起〔五五〕 鎮壓建白〔五五〕 鎮壓派の中條〔五五〕 彼等の標語〔五七〕

註 水戸の黨争〔水戸藩史料〕……………五七

一四 水戸の内情(一)……………五九

諸生實際運動著手〔五九〕 豊田靖の情報〔六〇〕 佐藤兵介の不評判〔六〇〕 久貝一件〔六一〕 諸生岩船押出〔六一〕

一五 水戸の内情(二)……………六三

諸生一時に蜂起〔六三〕 諸生不統一〔六三〕 南上の運動〔六四〕 出發時日決定〔六四〕 城中評定〔六五〕 太田資始の同情〔六六〕

一六 水戸の内情(三)……………六六

誠奸合一の計〔六七〕 太田へ手廻し〔六七〕 奸黨に乗ぜらるゝ恐れ〔六八〕 豊田進退窮す〔六八〕 豊田の立場〔六九〕 鎮激兩派の關係〔六九〕

一七 水戸の内情(四)……………七〇

諸生と奸黨兩派との關係〔七〇〕 藩主下國の要〔七一〕 佐藤朝比奈引出順序〔七

二 奸黨利用の要(七二) 鎮と公平合し時(七三) 是非合一の要(七四)

一八 諸生南上の企畫……………七五

鎮撫使下藩(七五) 藩主内意傳達(七五) 藩主困却(七六) 急々鎮靜要望(七六)

諸生騎虎の勢(七七) 幕府の討伐督促(七八) 諸生南上の計進展(七八)

一九 諸生の歎願書……………七八

暴徒横行(七九) 烈公偽書作製(七九) 畢竟浮浪の徒(七九) 取締延引の不可

(八〇) 互に烈公援引(八一) 浮浪國富徒消(八一) 歎願採用(八二) 文武師範

への達し(八二) 當局の出發獎勵(八三)

第四章 追討軍水戸に向ふ……………八五

二〇 市川一味政權を獲得す……………八五

諸生勢揃ひ南上(八五) 鎮派亦南上(八五) 藩政局の一變(八六) 結城黨本色暴

二一 奸黨と鎮派、激派……………九〇

鎮派賣らる(九〇) 武田賜死の計(九〇) 鎮派の太田閣老難詰(九〇) 小山田鈴

木の貶黜(九一) 水藩の鎮壓布令(九一) 義徒敵愾心煽揚(九二) 市川退討の任

に當る(九三)

二二 激派、鎮派の南上(一)……………九四

市川舉兵江戸發(九四) 鎮派一致南上の計(九四) 反市川派の對策種々(九四)

烈公遺書(九五) 雷同南上(九五) 鮎澤の策(九六) 南上氣勢騰がる(九七)

二三 激派、鎮派の南上(二)……………九七

大學の徒要留の勢(九七) 林了藏の策(九八) 戸田推戴南上の策(九九) 戸田應

諾(一〇〇) 奇兵運用の策(一〇一)

二四 激派、鎮派の南上(三)……………一〇一

諸有志續々南上〔一〇一〕 武田また南上〔一〇二〕 榊原等の主旨〔一〇二〕 武田
阻止せらる〔一〇三〕 田中胤藏の計〔一〇三〕 田中除名〔一〇四〕 榊原等著京
〔一〇四〕 榊原目的を達せず〔一〇四〕 榊原等歸藩の命〔一〇五〕

第五章 追討軍の失敗 一〇七

二五 有志再舉の運動(一) 一〇七

南上派失敗〔一〇七〕 小金屯集〔一〇七〕 幕府達令〔一〇八〕 市川方密偵の白狀
〔一〇九〕 有志連署嘆願〔一一〇〕

二六 有志再舉の運動(二) 一一一

結城黨の所業〔一一一〕 松平直克問題〔一一一〕 水戸家に對する怨嗟〔一一二〕
天譴の恐れ〔一一二〕 南上の眞意〔一一三〕 佐藤白狀〔一一三〕 奸黨に對する彈
劾文〔一一四〕

二七 有志再舉の運動(三) 一一五

二八 江戸に於ける奸黨の失脚 一二九

武田上書案文〔一一五〕 南上延引〔一一五〕 奸人上言見捨の要〔一一六〕 鎖港手
段の要〔一一七〕 市川の出兵催告〔一一七〕 各派口實同一〔一一八〕
戸田等の入府〔一九〕 奸黨内閣顛覆〔一九〕 藩主を動かしたる所以〔二〇〕
市川を打瀾らし〔二〇〕 市川下妻出陣〔二二〕 義徒戦備〔二二〕 兩軍會戰
〔二二〕 北條報告書〔二二〕 新式兵の實效〔二四〕

二九 下妻に於ける夜襲の勝利 一二五

筑波勢下妻に向ふ〔二五〕 下妻夜襲〔二五〕 高崎兵を走らす〔二六〕 筑波
勢猛撃〔二六〕 市川勢死傷〔二六〕 筑波勢大勝〔二七〕 筑波勢凱旋〔二
七〕 飯田軍藏の戦功〔二八〕 川崎への襲撃〔二八〕

三〇 追討軍の頓挫 一二九

下妻藩兵の遁走〔二九〕 追討軍増發要望〔二九〕 互に奸徒と呼ぶ〔三〇〕
糧米缺乏〔三〇〕 軍資金要望〔三一〕 幕軍の進發〔三一〕 進發軍への達書
〔三一〕

三一 佐藤朝比奈市川の會合……………一三二

水戸藩へ幕府の命令(一三二) 幕兵退却(一三三) 市川亦退却(一三三) 市川退軍の理由(一三四) 市川佐藤朝比奈會見(一三五) 佐藤朝比奈歸藩(一三五) 市川の諸生鎮撫(一三六)

第六章 市川勢松平頼徳入國を拒む……………一三九

三二 市川等の歸藩……………一三九

水戸黨禍の連續(一三九) 市川等水戸歸著(一三九) 市川中山宛狀(一四〇) 南上一味に對する幕府の懸念(一四一) 幕府の入府取締令(一四一) 水藩主の歸參令(一四二) 應命歸藩者(一四三)

三三 激派の苦境……………一四三

激派の立場(一四三) 激徒進退に窮す(一四四) 鎮東勅使請願の計(一四四) 禁門變の影響(一四五) 幕府生氣を生ず(一四五) 幕府の筑波勢討伐命令(一四五) 出兵討伐の必要(一四六) 長州討伐の知らせ(一四七)

三四 在府諸有志の建白……………一四八

鎮港延引の非(一四八) 烈公遠逝の遺憾(一四八) 國家變革の遺憾(一四九) 國本確立の要(一四九) 内亂の恐れ(一四九) 非常事業の要(一五〇) 藩主歸藩の願(一五〇) 慶篤の人物(一五一)

三五 水戸に於ける筑波勢の敗走……………一五二

市川黨の反對黨壓迫(一五二) 筑波勢の行動(一五四) 海路横濱に入らんとす(一五四) 石岡方面に向ふ(一五四) 水戸藤柄口戰(一五五) 市川の報告(一五五)

三六 水戸領内の混亂情態(一)……………一五七

市川一味の強勢(一五七) 筑波勢の亂暴(一五七) 田中勢と農民との衝突(一五八) 筑波勢小川村屯集(一五八) 太田市中の騒動(一五九) 紛糾無限(一六〇)

三七 水戸領内の混亂情態(二)……………一六〇

額田三郷農民騒動(一六〇) 大宮村百姓騒動(一六一) 百姓騒動の誘因(一六一)

浪人取締(一六二) 西丸の暴徒鎮撫(一六三) 西丸の解兵(一六四)

三八 松平大炊頭の差遣……………一六四

下策行はる(一六五) 松平頼徳派遣願(一六五) 頼徳派遣の命(一六五) 頼徳出發(一六六) 水戸藩侯の論達(一六六) 存意申立の順序(一六七) 在府者の認識不足(一六八)

三九 松平大炊頭水戸に入る……………一六八

頼徳北向(一六八) 市川黨の勢降々(一六九) 頼徳入國を拒む(一六九) 砲戦交へらる(一七〇) 小川勢戦備(一七〇) 榊原新左衛門の形勢報告(一七一) 突然發砲(一七二)

第七章 神勢館の戦……………一七五

四〇 松平大炊頭那珂港に向ふ……………一七五

關戸銃砲戦(一七五) 頼徳磯濱に入る(一七五) 那珂川口の戦ひ(一七六) 山野

邊主水正に求援(一七六) 敵兵發砲(一七七) 入城幹旋依頼(一七八)

四一 大炊頭的那珂港攻撃……………一七九

市川等の反抗意圖(一七九) 那珂港攻撃令(一八〇) 筑波勢の頼徳援助(一八一) 高田勢と目白勢(一八一) 筑波勢と頼徳軍との關係(一八二) 湊市街に馳突(一八二) 市川勢敗走(一八三)

四二 大炊頭那珂港に入る……………一八四

再び山野邊の幹旋を求む(一八四) 榊原等の山野邊宛狀(一八五) 止むを得ず戦争(一八五) 湊市街類焼の辯(一八六) 意氣銷沈の文句(一八七) 藩主下國を願ふ(一八八)

四三 大炊頭神勢館に抵る……………一八九

頼徳消極態度の過ち(一八九) 市川派の江戸宛狀(一八九) 市川勢幕軍來援を待つ(一九一) 市川派要路を占む(一九一) 福地に入城幹旋依頼(一九一) 福地幹旋失敗(一九二) 頼徳三度山野邊依頼(一九三)

四四 城兵神勢館を攻撃す……………一九四

市川勢進攻〔一九四〕 渡邊依達〔一九五〕 頼徳勢防備〔一九五〕 頼徳勢應戦〔一九六〕 勝敗決せず〔一九六〕 雙方の損傷〔一九七〕 立原等の善戦〔一九七〕 兩軍交綏〔一九八〕

四五 神勢館勢振はず……………一九八

神勢館連意見不一致〔一九九〕 鮎澤林に援を求む〔一九九〕 鮎澤再び林來援要望〔二〇〇〕 林救援を果さず〔二〇〇〕 大津山野邊また赴援に難し〔二〇一〕 幕軍到着〔二〇一〕 市川勢益優勢〔二〇二〕

第八章 那珂港の戦……………二〇三

四六 松平大炊頭那珂港に還る……………二〇三

頼徳引揚げ〔二〇三〕 市川勢傍若無人の振舞〔二〇三〕 頼徳失敗の原因〔二〇四〕 市川勢の防備〔二〇四〕 頼徳勢の援軍〔二〇五〕 幕軍の進撃方針〔二〇六〕 頼徳の位置顛倒〔二〇六〕

註 松平大炊頭湊に歸る〔七年史〕……………二〇六

四七 幕軍來り偏る……………二〇八

幕軍總督の達書〔二〇八〕 同じく水戸家老への達書〔二〇九〕 藤田等の進撃〔二〇九〕 河合渡口の戦ひ〔二一〇〕 頼田の戦ひ〔二一一〕 藤田等の歸陣〔二一一〕 田中勢久慈濱に入る〔二一一〕 助川陷る〔二一二〕

四八 幕軍愈よ偏る……………二一一

塙の計畫成らず〔二一二〕 幕軍鉢田に入る〔二一三〕 塙等捕はる〔二一三〕 永井芳之助等捕はる〔二一四〕 跡部小藤太切腹〔二一四〕 幕軍の海上警戒〔二一五〕 海上警戒令〔二一六〕

四九 幕軍那珂港を包圍す……………二一六

幕府の追捕令〔二一六〕 連時死罪令〔二一七〕 斬殺無數〔二一八〕 罪妻女に及ぶ〔二一八〕 幕軍三面那珂港に向ふ〔二一八〕 一軍大貫に近く〔二一九〕 大貫渡頭の戦ひ〔二一九〕

五〇 兩軍の接戦(一)……………二二〇

幕軍磯濱に入らんとす〔二二〇〕 幕軍部田野に向ふ〔二二一〕 平磯口の戦ひ〔二二二〕 幕軍峰山砲撃〔二二二〕 小泉幕兵敗走〔二二三〕 林五郎三郎戦死〔二二三〕 幕軍磯濱攻撃失敗〔二二三〕 頼徳日和山に移る〔二二三〕 幕軍持重〔二二三〕

五一 兩軍の接戦(二)……………二二四

潮來勢大貫襲撃〔二二四〕 幕軍潰走〔二二四〕 幕軍磯濱の敵を走らす〔二二五〕 幕軍磯濱に入る〔二二五〕 田中銚之助頼徳を説く〔二二六〕 田沼水戸に入る〔二二六〕 幕軍平磯を攻む〔二二七〕 平磯焼かる〔二二七〕

第九章 松平頼徳の最後……………二二九

五二 松平大炊頭幕營に抵る……………二二九

助川幕軍に歸す〔二二九〕 頼徳の素志〔二二九〕 頼徳と幕軍との交渉〔二三〇〕 頼徳夏海に到る〔二三〇〕 頼徳一身を戸田に托す〔二三一〕 田沼への報告〔二三二〕 頼徳水戸に入る〔二三二〕

五三 田沼玄蕃頭の暴斷……………二三三

頼徳欺かる〔二三三〕 松平萬次郎に預けらる〔二三三〕 從臣憤死〔二三四〕 憤死の狀〔二三四〕 大久保島居以下投獄〔二三四〕 頼徳の父處分〔二三六〕

五四 松平大炊頭の切腹(一)……………二三七

頼徳切腹申付〔二三七〕 頼徳申分〔二三八〕 田沼市川同穴〔二三九〕 頼徳親族家臣處分〔二三九〕 頼徳切腹時の居措〔二四〇〕 切腹場所考〔二四一〕

五五 松平大炊頭の切腹(二)……………二四一

頼徳遺言〔二四一〕 辭世〔二四二〕 著坐〔二四三〕 最後〔二四三〕 刑死者面々〔二四四〕 其他の羅刑者〔二四四〕 岡田信濃の死〔二四五〕

第十章 幕軍那珂港占據……………二四七

五六 那珂港義徒の不覺(一)……………二四七

那珂港義徒圍まる〔二四七〕 幕軍部署〔二四七〕 幕軍那珂港砲撃〔二四八〕 那珂港留守軍の安心〔二四九〕 義徒怪訝〔二四九〕 幕軍大舉攻撃〔二五〇〕

五七 那珂港義徒の不覺(二)……………二五〇

幕軍詐術〔二五一〕 部田野方面總攻撃〔二五一〕 右方略決定理由〔二五一〕 戸田砲撃中止提案〔二五二〕 戸田詐術〔二五三〕 榑原返書〔二五三〕

五八 部田野初度の攻撃……………二五五

幕軍總攻撃方略〔二五五〕 潮來勢進發〔二五六〕 那珂港勢の前進〔二五六〕 幕軍敗退〔二五六〕 幕軍長圍の計〔二五七〕 鮎澤等移陣の計〔二五七〕 榑原福地不承知〔二五八〕

五九 部田野二回三回の攻撃……………二五九

幕軍再度の攻撃〔二五九〕 幕軍稻荷山館山に向ふ〔二六〇〕 幕軍再び退散〔二六〇〕 幕軍三たび攻撃〔二六一〕 義徒苦戦〔二六二〕 幕軍又潰走〔二六二〕

六〇 久木直次郎の調停策(一)……………二六三

那珂港軍中の二派〔二六三〕 水戸に於ける二派〔二六三〕 戸田の榑原救護意見〔二六四〕 久木平岡と語る〔二六四〕 久木の鎮定策〔二六五〕 久木の考へ〔二六六〕

六一 久木直次郎の調停策(二)……………二六七

久木の善後處置案〔二六七〕 久木の蝦夷開拓案〔二六七〕 久木憂慮の當然〔二六八〕 平岡田沼に上申〔二六九〕 使を榑原に送る〔二六九〕

六二 兩軍の交渉(一)……………二七一

戸田の狀〔二七一〕 右の返書〔二七二〕 幕府陸軍方狀〔二七二〕 榑原面談せんとす〔二七三〕 諸生阻止〔二七三〕 榑原の志〔二七四〕 榑原頼徳と同じ心〔二七四〕

六三 兩軍の交渉(二)……………二七五

戸田方再度面會要求〔二七五〕 富田出發〔二七六〕 富田都築會見〔二七六〕 富田無事歸る〔二七七〕 榑原幕軍申出受諾〔二七八〕 榑原富田幕軍投歸手配〔二七八〕 都築の命〔二七九〕

- 六四 幕軍那珂港に入る(一)……………二八〇
榊原等の考(二八〇) 榊原等投降(二八〇) 群疑紛々(二八〇) 脱走面々(二八一) 武田彦衛門(二八二) 幕軍華藏院に入る(二八二)
- 六五 幕軍那珂港に入る(二)……………二八四
幕軍繰込(二八四) 佐倉勢繰込(二八四) 榊原幕軍を待つ(二八五) 榊原陣替(二八五) 榊原等の期待(二八六) 飯田軍藏末路(二八六)

第十一章 武田、筑波兩勢西上……………二八九

- 六六 武田勢及び筑波勢……………二八九
榊原と筑波勢との關係(二八九) 榊原と武田との關係(二八九) 榊原の武田討伐命令(二九〇) 鮎澤等の憤激(二九〇) 武田勢脱出(二九一) 鮎澤武田に合す(二九二)
- 六七 武田勢筑波勢合同して西上す……………二九三

- 六八 黒羽藩主に向つて西上の志を告ぐ(一)……………二九九
武田筑波兩勢の關係(二九三) 兩勢合同(二九四) 武田勢人相書(二九五) 武田人相(二九六) 鮎澤人相(二九七) 藤田人相(二九七) 山國人相(二九八)
- 六九 黒羽藩主に向つて西上の志を告ぐ(二)……………三〇四
武田等大子村に至る(二九九) 幕軍追討(三〇〇) 武田等西上編隊(三〇一) 軍令條(三〇二) 黒羽領川上に至る(三〇二) 一書を黒羽藩主に呈書(三〇三)
- 七〇 黒羽藩主に向つて西上の志を告ぐ(三)……………三〇七
攘夷勅令無効(三〇四) 市川等の奸謀(三〇四) 三奸人我意(三〇五) 名代大炊頭に砲發(三〇六) 公邊日代出張(三〇六) 藩主無定見の責(三〇七)
- 七一 兩毛に於ける武田勢……………三一〇
額德幕軍に赴ける事情(三〇八) 榊原等の妥協(三〇九) 攘夷素志貫徹の希望(三一〇) 黒羽藩の處置(三一〇)

大田原藩の處置(三一〇) 各藩皆通過黙認(三一〇) 宿驛への告示(三一〇) 太

田宿に入る(三二二) 當時の探索書(三二三) 幕府追討軍の態度(三一三) 葛生
驛町役人差出書(三一四) 陣立整正(三一四) 少々亂妨(三一五)

七二 武田勢の軍容 …………… 三一五

岡部宿に入る(三一六) 藤岡通過(三一六) 先手軍將服裝(三一六) 第三備大將藤
田(三一七) 第六備大將武田(三一六) 田丸左京の備へ(三一八) 總軍勢(三一九)

第十二章 西上途中の武田勢…………… 三二一

七三 武田勢下仁田町に入る…………… 三二一

本莊驛に入る(三二二) 藤岡經由(三二二) 吉井町止宿(三二二) 七日市前田領
通過(三二三) 下仁田に入る(三二三) 下仁田宿泊(三二四)

七四 下仁田合戦…………… 三二五

高崎兵襲撃(三二五) 高崎兵敗退(三二六) 安道寺激戦(三二六) 高崎勢損傷
(三二七) 武田の首實檢(三二七) 野村丑之助最後(三二八) 武田勢出發(三二
八)

七五 武田勢信州に入る…………… 三二九

和田驛に至る(三二九) 幕府の追討軍出發(三二九) 沿道諸藩戦備(三三〇) 幕
府の發令(三三〇) 和田峠の戦(三三一) 守兵退散(三三一) 下諏訪宿に入る
(三三二) 飯田藩狼狽(三三二) 座光寺庄屋の妥協報告(三三二)

七六 武田勢美濃路に向ふ…………… 三三三

北原稻雄の早書(三三三) 稻雄の案内(三三五) 稻雄の遺骸(三三五) 美濃路に
向ふ(三三五) 美濃路の得失(三三六) 稻雄等軍用金寄贈を果さず(三三七)

七七 美濃路に於ける武田勢…………… 三三七

龜山迷懐(三三八) 途中脱離者(三三八) 太田驛に入る(三三九) 尾州太田陣屋へ
の投書(三三九) 掛妻宿に入る(三四〇) 合渡川對陣(三四一) 幕軍戰書(三四一)
註 所謂先鋒總督の狀に就き(旭櫻雜志)…………… 三四二

七八 傍觀者の評判…………… 三四三

武田軍中の節度(三四三) 馬籠峠見届(三四三) 飲食必ず出錢(三四四) 浪士疲

勞(三四五) 揖斐宿泊の狀(三四五) 書畫の遊(三四六) 職を欲せず(三四六) 伊尾獻金(三四七)

七九 武田勢越前新保驛に到る……………三四七

中村半次郎訪問(三四八) 失計の北陸路(三四八) 北陸入りの困難(三四九) 加州藩兵の阻止(三四九) 武田の通過願(三五〇) 加州藩答書(三五一)

第十三章 在京水戸藩關係者の武田勢に對する態度……………三五三

八〇 一橋慶喜と在京の水戸兵……………三五三

慶喜の鎮定策(三五三) 在京の水藩士(三五三) 昭徳任叙(三五四) 昭徳浪士押への命(三五四) 朝廷の防備手配(三五五) 慶喜の遠慮(三五六) 在京水藩士苦衷(三五六)

八一 武田勢加州勢と最初の會見……………三五七

昭徳守山に至る(三五七) 昭徳越前山中に宿陣(三五七) 武田再び書を加州藩に贈る(三五八) 一橋家投降歸降旋順(三五九) 慶喜の迷惑(三六〇) 金澤藩答書(三六〇)

八二 一橋慶喜と武田勢(一)……………三六一

慶喜立場の困難(三六一) 慶喜危惧(三六一) 大場原等の嘆息(三六一) 酒泉等の諷言(三六三) 池田茂政の進言(三六三) 慶喜嘆息(三六四) 志士救解の策なし(三六五)

八三 一橋慶喜と武田勢(二)……………三六六

救護困難の事情(三六六) 自ら出征を請ふ(三六六) 強ひて勅許(三六七) 至尊不興の因(三六七) 慶喜京都發(三六八) 大津軍議(三六九)

第十四章 加賀藩と武田勢……………三七一

八四 武田勢の一橋慶喜に呈したる

陳情書(一)……………三七一

武田嘆願書提出〔三七二〕 嘆願書本文〔三七二〕 慶喜善處の難〔三七二〕 陳情別紙〔三七三〕 市川等の逆謀〔三七三〕

八五 武田勢の一橋慶喜に呈したる陳情書(二)……………三七四

市川等戦備〔三七四〕 御目代と開戦〔三七五〕 幕軍来る〔三七六〕 頼徳捕へらる〔三七六〕 榑原等の幕軍投歸〔三七七〕 上京の辯〔三七八〕

八六 加賀藩と一橋慶喜……………三七九

陣情書轉送〔三七九〕 加賀藩副書〔三七九〕 神妙の決心〔三八〇〕 加賀藩の同情〔三八一〕 陳情書差返し〔三八二〕 一橋用人内狀〔三八二〕

八七 加賀藩の態度(一)……………三八四

幕府加州藩を疑ふ〔三八四〕 武田戦意なし〔三八五〕 幕吏加州藩に一戦を促す〔三八六〕 加州藩憤慨〔三八六〕 一戦せざる理由〔三八七〕 持久の計の利〔三八八〕

八八 加賀藩の態度(二)……………三八八

第十五章 武田勢の降伏……………三九五

八九 武田勢降伏の始末(一)……………三九五

多数者の意志〔三九五〕 山國兵部の意見〔三九五〕 降伏主張者〔三九六〕 降伏申出〔三九六〕 一度一橋對顔希望〔三九七〕 加賀藩の公平〔三九八〕

九〇 武田勢降伏の始末(二)……………三九九

各藩分配預の議〔三九九〕 陣門まで槍所持許可〔三九九〕 武田永原に會見〔四〇〇〕 武田に對する同情〔四〇〇〕 歎願書添書〔四〇一〕 幕府側の拒否〔四〇二〕

九一 武田勢降伏の始末(三)……………四〇三

降伏狀持參〔四〇三〕 降伏狀書改〔四〇四〕 降伏狀本文〔四〇四〕 流賊の名を厭ふ〔四〇五〕 一字一涙〔四〇五〕

九二 一橋慶喜、加賀藩士の措置を嘉獎す……………四〇七

降伏浪士葉原に著(四〇七) 浪士續々葉原に入る(四〇八) 永原の降兵寛待(四〇八) 永原處置至當(四〇九) 慶喜喜悅(四一〇) 縛銅の不可(四一一)

九三 武田勢敦賀に幽囚せらる……………四一二

浪士武器書出の命(四一二) 慶喜の命を傳ふ(四一三) 葉原出立(四一三) 浪士敦賀護送(四一四) 人数調査差出(四一五) 大監察通達(四一六)

第十六章 武田勢の拘禁……………四一九

九四 武田勢田沼玄蕃頭に引渡さる……………四一九

浪士迎年(四一九) 田沼に預けらる(四二〇) 田沼一任の理由(四二二) 慶喜立場(四二二) 原一橋の自衛(四二二) 原に對する非難(四二三)

九五 田沼側と加賀藩……………四二三

田沼敦賀出張通達(四二三) 織田永原に面談申入(四二四) 吟味手續の打合(四二五) 永原意見(四二六) 永原の東縛絶對反對(四二六) 田沼處置の片鱗(四二七)

九六 武田勢全く加賀藩の手を離る……………四二八

武器引渡(四二八) 浪士引受申出(四二八) 幕吏の戒愼(四三四) 浪士移管(四三〇) 加賀藩不本意(四三〇) 武田魁介辭世(四三一)

九七 加賀藩士と武田等の生別……………四三二

永原等本勝寺に赴く(四三二) 移替申渡(四三二) 武田感謝(四三三) 武田永原別離(四三四) 永原本妙寺に赴く(四三四) 加賀藩行動に就き褒貶(四三五)

九八 緋藏に於ける虐待……………四三六

待遇急變(四三六) 肥料小屋に押入(四三六) 袴取揚げ(四三七) 食事一日兩度(四三七) 反武士道の處置(四三八) 殿属に對する憤懣(四三八) 第三者また憤懣(四三九)

第十七章 武田勢の處刑……………四四一

九九 武田同勢の裁判(一)……………四四一

虐待の責任者(四四一) 裁判開始(四四一) 吟味連名(四四二) 銘々申口(四四四)
四) 武田申口(四四四) 上方(發途(四四五) 申譯の吟味(四四六)

一〇〇 武田同勢の裁判(二)……………四四六

藤田申口(四四六) 武田父子判決宣告(四四七) 田丸左京判決(四四八) 藤田以下判決(四四八)

一〇一 武田同勢の裁判(三)……………四五〇

山國兵部宣告(四五〇) 同淳一郎宣告(四五二) 長谷川等宣告(四五二) 國分等宣告(四五三) 高野宣告(四五四)

一〇二 敦賀に於ける大屠殺……………四五四

斬殺方法(四五四) 福井藩首切役拒否(四五五) 福井藩士歸去(四五六) 刑場に赴く状態(四五六) 毎日迅速死刑執行(四五七) 首級水戸城下引廻(四五七) 武田捨札(四五八) 同じく紙幟(四五八)

一〇三 敦賀の餘波水戸に及ぶ……………四五九

在水戸妻子の處置(四六〇) 水戸慶篤満足(四六一) 慶篤の責任(四六一) 武田妻申渡(四六二) 稀有惡例(四六三)

一〇四 同情運動の無効……………四六三

敦賀松原神社合祀(四六三) 其他の處分(四六三) 急速處分の理由(四六四) 宥免運動者(四六四) 大原重徳の意見書(四六六) 因幡兩藩主嘆願書(四六六)

一〇五 第三者の觀察……………四六九

武田等の覺悟(四六九) 大久保の同情(四六九) 人心刺戟(四六九) 勝海舟の意見(四七〇) 政府の處置失當(四七一) 責任割前慶喜に在り(四七一) 註 幕府の一大負傷(幕府衰亡論)……………四七二

第十八章 那珂港勢の處分……………四七五

一〇六 榊原新左衛門等の陳情書(一)……………四七五

榊原運命(四七五) 榊原佐倉藩に預けらる(四七五) 榊原佐原に移る(四七六) 榊原陳情書(四七六) 諸生上京運動(四七七) 朝比奈等役儀罷免(四七七) 頼徳下向使命(四七八)

一〇七 榊原新左衛門等の陳情書(二)……………四七八

市川等抗命(四七九) 天野申分(四七九) 止むを得ず應戦(四八〇) 入城取合れず(四八〇) 湊に退却(四八一) 市川の讒口(四八一) 黨争の因(四八二) 取締手延の次第(四八三) 亂妨者との相違(四八三)

一〇八 榊原等の運命漸く覺る……………四八四

榊原以下訊鞠(四八四) 關東各藩分預(四八五) 榊原賊徒扱ひさる(四八五) 各藩待遇嚴酷(四八六) 山野邊處分(四八六) 藤田健二郎處分(四八七) 戸田宣告(四八八)

一〇九 榊原新左衛門等の最期……………四八九

罪案を定む(四八九) 榊原以下罪案(四九〇) 榊原宣告(四九一) 榊原最期(四九二) 榊原の人物(四九二) 善類根帯除去(四九三)

一一〇 誰が責任者である乎……………四九四

筑波一舉の直接結果(四九四) 憐むべき武田の志(四九四) 水戸黨争と幕府との交渉(四九五) 慶篤人物の影響(四九五) 長谷川の辯解(四九六) 慶篤のよからふ様(四九六) 慶喜の責任(四九七) 幕府瓦解の拍車(四九七)

年表並人物概覽

其一 年表……………一—一三
其二 人物概覽……………一四—三九

索引……………一—一一

挿入繪圖

- 一 武田耕雲齋自畫像……………(卷頭)
- 一 水戸那珂湊附近要地圖(二八)江戸に於ける奸黨の失脚……………一二〇
- 一 筑波山附近要地圖(同上)……………一二〇
- 一 那珂湊附近要地圖(四〇)松平大炊頭那珂港に向ふ……………一七五
- 一 武田耕雲齋西上要地圖(六七)武田勢筑波勢合同して西上す……………二九四

近世日本國民史 筑波山一擧の始末

蘇峰學人

第壹章 藤田小四郎等の擧兵

一 筑波山の一擧



關東名山 筑波山は、關東名山の一だ。西に富士、東に筑波と併稱せらるゝ程だ。其の山の大小と高とは、兩者固より對照の問題ではない。筑波は常陸三郡——筑波、新治、眞壁——に跨り、富士は駿河、甲斐二國に跨る。而して富士は標高三七七八米に達するも、筑波双峰の比較的高峰たる女體山は、八七六米を超えない。然も信仰の中心として、民衆の崇敬を鍾めたるは、兩者殆んど差等なき程であつた。

西に長州
東に水戸

筑波山は元治甲子禁門の役に於ける天王山と、殆んど同一の役目を、元治甲子水戸尊攘派の運動に勤めてゐる。而して此の兩者亦た併稱せらるゝは、偶然の事ではない。西に長州、東に水戸、彼等は互ひに同氣相求め、同聲相應じて何れも尊攘の魁たらんことを競うたのである。但だ長州側は其の勢力が次第に増大し、遂ひに維新回天事業の殊勳者の一として、其の收穫を爲したるも、水戸側は其の勢力次第に分散し、遂ひに其の收穫に與るの機を逸し去つた。此れは半以上、水戸自から招くところの不幸にして、強ひて他を怨む可きではないが、少くとも同情す可き理由はある。

長水の聯
絡

抑も長と水戸との聯絡は、安政五年戊午、勅諭の水戸に下るに際し、水戸より矢野長九郎、關鐵之介が長州に遊説したるに始まり、櫻田事件後、西丸帶刀、岩間金平等が、長州軍艦丙辰丸に於て、桂小五郎、松島剛藏等との會盟に至りて漸く熟し、而して藤田小四郎等が江戸に於て桂小五郎等と東西相ひ應じて、事を舉げんと謀りたるに於て成つたと云ふも不可がない。要するに元治甲子禁門の役

運動結果
の相違

も、遙かに關東に於ける筑波山一舉に、望を屬して、その爲めに斯る思ひ切りたる事を斷行したと云ふも、不可なき程であつた。固より音信、交通の不便なる當時に於ては、十分なる打合せは無かつたが、以心傳心、互ひに頼み、頼まれたことは、疑を容れない。而して長州側が、水戸の活動を頼みとしたる如く、水戸側も亦た固より長州側の活動を頼みとしてゐたるに相違あるまい。

然も水戸側の運動は、不幸にして長州側の運動同様、事志と違ひ、何れも失敗に了つたが、長州側は、其の殘餘の面々は、虎の穴に藏する如く、其の本國に引き返し、以て他日の機を俟つたに反し、水戸側に於ては、一味殘らず刑場の露と消え去つた。然も其の慘刑の宣告者は、他人でなく、水戸齊昭の愛子、一橋慶喜であり、其の宣告の奉行者は、水戸の長老藤田東湖の愛弟子たる原市之進であつたことは、如何に運命とは申しながら、餘りに其の皮肉に驚くの他はあるまい。

而して筑波の一舉は、文久三年の末より、慶應元年の始に至る滿一個年間の出來事だ、彼等は烏合の衆もて、傍若無人に、關東を横行し、殆んど無人の地を行く

筑波山有
志最後の
悲慘

が如くして、下野、上野を経て、信州に入り、越前新保に至りて、遂ひに進退に窮して、捕虜となり、やがて三百五十餘名無残の濫刑に處せられた。彼等の行動や、固より正軌を以て律す可きものではない。されど彼等の最後は、餘りに慘刻であり、悲痛であり、無情である。苟も人心あるもの、一掬の涙を垂れざるものはあるまらぬ。

筑波山一
軍の影響

但だ此の事件が、維新回天の事業に對して、如何なる貢獻を爲したる乎に就ては、今ま猝かに之を測定す可きではない。有體に云へば、何等具體的に、其の效果として計上す可きものは見出さない。けれども若し江戸幕府及江戸幕府によりて保持せられたる舊制度を打破したるを以て、貢獻と云ふを得可くんば、確かに然りと云ふを遲疑しない。そは此舉や正しく幕府の無勢力であり、且又所謂大名の勢力なるものが、殆んど恃むに足らざる實物標本を天下に示すと同時に、亦た江戸幕府に向つて、一大打撃を加へたるからだ。但だ水戸一藩の爲めには、尤も有用なる志士、尤も有力なる志士を、斯くもおめくくと殺したるは、

如何にも無益の殺生ばかりでなく、其の損失は、到底測定し難き程の一大損失であつた。

三 中心人物の一人藤田小四郎

藤田小四
郎の人物

抑も筑波事變には、武田、田丸、山國等、諸先輩あるも、其の中心人物は實に藤田小四郎であつた。彼は二十三歳にして事を起し、二十四歳にして刑に就いた。今日から見れば、彼の就刑の齡は、正に大學々生の齡だ。されど彼は凡有る意味に於て、水戸の大先輩藤田東湖の子たるを辱しめざる好男兒であつた。

天成の英
才

東湖は四男五女あつた。長子は天し、二子は健、三子は任、小四郎信は四子にて、然も庶子であつた。されど彼は、蛇は一寸にして人を呑むの氣象あり、才氣煥發、眼中人無く、東湖も竊に望を屬してゐた。彼は十四歳にして父を亡ひ、十七歳の時

には、例の勅諭問題に付て、活動する所あつた。

武田正生(耕雲齋)は、局量の狭き人にて、一國の政權を乗る雄才ではない。只だ風采立派で、推出しが善く、應接に巧みであつたから、外交掛りとしては、人望を得たであらう。山國は兵學師範であつたが、運用の才には少けてゐたらしい。田丸は老巧と云ふだけだ。獨り藤田小四郎は、天成の英才にて、膽力もあり、機先を制する妙は、一軍に冠たりだ。(高瀬眞卿著水戸史談)

此評は他の三人に對しては、果して適中するや否やは、姑く措き、小四郎に對しては、正さに其通りと云ふの外はあるまい。

藤田は文久三年癸亥二月水戸藩主慶篤の、將軍家茂に隨ふて上京するや、山國兵部に屬從して上京し、各藩の志士と交際し、公家の間を奔走し、藩主歸東後も、尙ほ滯京して運動する所があつた。やがて一橋慶喜に隨ふて歸東し、周旋した。當時生麥事件の爲めに、世論沸騰し、彼は再び上京して更らに爲す所あらんとしたが、山國の異見にて、之を思ひ止まつた。爾來江戸に於て因州藩八木良藏(北

小四郎の計畫

垣國道、劍客千葉重太郎等と相謀り、水戸慶篤の弟の藩主たる因備二藩の兵をもて、攘夷實行の策を講じ、又桂小五郎等長州の有志と相謀り、東西呼應して事を擧ぐるの策を立て、之を同志の長老武田耕雲齋(正生)に語り、其の蹶起を促した。然るに武田は其の輕舉を戒め、應じなかつたから、小四郎は水戸に還り、齋藤左次衛門と謀り、共に府中(石岡)に赴き、此地を根據として、同志の糾合に努め、當時同地に在る信州の薄井督太郎(龍之)、江戸の中山安太郎、山田一郎等の加盟を得た。

漸次同志を得

それから小四郎は、小川潮來に遊説し、竹内百太郎、岩谷敬一郎等の有力者を得、山田等は江戸に還りて、同志を語らひ、小四郎及び薄井、竹内等は兩毛地方に遊説し、又た水戸その他からは畑筑山、根本新平、三橋半六、尼子久次郎、高島孝藏、小野藤五郎、權堂眞卿等の加盟者を得、同勢六十餘人となつた。

運動資金の獲得

此の運動の最初の資金は、長州から——桂小五郎の手によりて——得たとの説があるが、何れにしても強取押借の非常手段を要したることは、必然の勢で

貿易商より徵發

あつた。

時に同盟の士も追々加はりて、同年(文久三年)十二月頃には、殆んど百五十名程になり、人數の増加するに従ひて、費用も嵩み、會計に困難を來たしたる所より、一策を案じ、其頃横濱の互市も追々盛んになり、種々輸出品もあり、其内最も輸出の増したるは、木綿にて、其糸は常陸、下總、上野、下野邊より、多く出で、其價大に騰貴して、民間需用の品に、影響を及ぼし、人民非常に苦情を鳴したり。因て其機に乗じ、貿易取引に従事し居る商人輩の所爲を責め、以來糸の輸出は致さぬと云ふことを誓はせ、是迄輸出したる謝罪として、攘夷運動費の内、應分の金を差出さしめたるに、商人輩止むを得ず、或は百兩、或は二百兩と、各々應分の出金を致し、其の金高數千兩に及びたり。(波山始末)

此の如く非常手段もて徵發し、それが軍資金となつた。

【三】 義軍宇都宮に向ふ

山田一郎の加盟

元治元年甲子二月、豫ねて約束したる江戸の山田一郎は、同志十餘名を率ゐて、再び府中(石岡)に來り、加盟した。山田は本來南部の浪人にて、一時新徴組に入つたが、其の行動を疑はれ入牢し、放免の後、水戸に赴かんとして府中まで來り、其處に藤田小四郎が滞在するを聞き、來り尋ね、新地の妓樓に於て、種種協議し、江戸へ引返したるものであることは、既記の通りだ。(參照 二)

田丸を主將に推す

斯くて藤田等は、一旦水戸へ還り、豫て申合せたる根本新平、三橋半六、高島孝藏、須藤敬之進、中村新之助、尼子久次郎、小野藤五郎、戸牧行等二十餘名を引連れ、府中に引き返し、山田等と相謀り、愈よ事を擧ぐる手配をした。然も彼等は其の主將とす可き人物に就て、彼是評議の末、藤田の意見にて、當時奉行職にある田丸稻之衛門(直允)を推すこととなつた。

田丸應諾

當時藤田小四郎は二十三歳、田丸稻之衛門は、六十歳。彼は山國兵部の弟にして、

其の官歴も順調に進み、正義派の重鎮として、同志の間に推重せられ、年齢から云ふも、位地から云ふも、閔歴から云ふも、資望から云ふも、藤田が此人と目指したるは間違は無い。藤田は齋藤佐次衛門と與に往いて之に説いた。田丸は沈毅にして大志あり、夙に尊皇の志篤く、幕府の因循を憤るもの、乃ち説いて曰く、假に萬一事成らざるも、天下必らず機に乗じて、後舉を成す者があらう。是れ一死を以て、叡慮を遵奉する所以であると、田丸は熟考良久くして、やがて慨然として曰く、苟も叡慮の萬一に報效するを得ば、死も亦た辭せずと、此の如くして彼等は田丸の同意によりて、其の主將を得た。

長州及び
尊攘派と
の連繋

京都に於ける文久三年八月十八日の政變によりて、其の勢力を京都から一掃せられたる長州及び尊攘派の有志者は、暗に東西相ひ通じて、義舉を謀らんとしつゝ、あつた。文久三年十月には三條實美の密使として、土佐の浪士千屋菊次郎、清岡半四郎は、水戸に赴いた。その十二月には、長州の杉徳輔(孫七郎)等、亦た藩命を帯びて水戸に使ひした。更に翌元治元年の春には、桂小五郎、八木良藏(北垣

國造、藤田小四郎等、水戸、長州、因州の志士は、江戸麻布龍土町なる長藩邸に會合し、東西舉兵の事を密議した。而して桂等は藤田に軍資金若干を供給し、舉兵の後は、應援を約したと云へば、藤田等の此舉は、必らずしも一時の憤激、血氣に逸る無謀の爆裂ではなかつた。されば筑波の一舉と、禁門の變とは、確實に何月何日、何處にて東西烽火を擧ぐると迄は、精確に約束成立しなかつたにせよ、暗に自他の消息の相ひ通じたるものあつたことは、固より疑を容れない。

旗揚げ

此の如くして藤田等一味六十三人は、田丸を推して主將となし、三月二十七日、府中を發して、筑波山に據ることとした。即ち總帥田丸稻之衛門、之に副ぶに藤田小四郎、齋藤佐次衛門、其他根本新平、須藤敬之進、三橋半六、服部熊五郎、竹内百太郎、岩谷敬一郎等相ひ議して曰く、我等が攘夷の先鞭を著くるは、烈公の遺志を紹成する所以なれば、烈公の神位を、陣中に奉じなば、言正しく名順ならんとて、早速烈公の位牌を製して、その前に於て、軍の評定をすることとした。而して檄を四方に傳へ、有志を召募し、金穀を徵發した。

此の如くして常陸木戸村飯田軍藏、青木村大和田外記、下總菅谷村大久保七郎左衛門、野州眞岡横田藤四郎等を首として來り聚る者數百人に上つた。

斯く軍勢が出来上つたからには、幕府も此儘にては捨て置くまい、いざ此方は先づ日光山に據り、東照宮の神廟に祈願し、攘夷の先鋒たらんことを期すると云へば、幕府も容易に追討の兵を差し向くることは敢てせまじと、評定一決して、先づ其の部署を定めた。前軍には須藤敬之進を隊長とし、天勇隊と唱へ、後軍には根本新平を隊長とし、地勇隊と唱へ、左軍をば龍勇隊と稱し、服部熊五郎を隊長とし、右軍をば虎勇隊と稱し、三橋半六を隊長とし、中軍には田中愿藏を總隊長とし、齋藤佐次衛門を補翼とし、小田熊太郎を遊軍隊長とし、戸田彈正を總轄兼訓練奉行とし、栗田源左衛門を旗奉行とし、畑筑山、川俣茂七郎、内藤文七郎を監察とし、又各隊各使番監察伍長を立、藤田小四郎、竹内百太郎、岩谷敬一郎、全軍の總裁となり、田丸稻之衛門を總帥とし、烈公の神位を白木の揚げ輿に奉じ、白張著十二人に昇せ、高橋上總之介、倉上五郎、角田麻雄之を守護して中央に立

日光に向ふ

ち、四月三日鐵砲三拾挺、槍六筋、人夫に持せ、武器入明荷馬十二疋、乘馬三疋、各々野袴、襦高袴、白鉢巻、陣笠を冠り、鐵扇、鐵鞭を携へ、同勢百七十餘人、隊伍を整へ、威風堂々として、宇都宮を指して繰り出した。

【四】 攘夷先鋒勅許の請願

田丸稻之衛門を主將としたる藤田小四郎等一味百七十餘人は、四月三日常陸の筑波山を發し、日光の東照宮廟に據る可く、宇都宮指して出掛けたと同時に、水戸齊昭の子なる岡山藩主備前少將池田茂政に當て、同日古松幹二(權堂眞卿)に托して、左の一書を呈し、攘夷の先鋒たらんことを請うた。彼等は固より無名の師を起し、草賊一揆と伍するを屑とせず、其の大義名分を明らかにして、以て其の志趣を天下に傳へんと欲した。

岡山藩公一書を贈る

時勢慨嘆

再拜稽首奉歎願侍從備前侯閣下候。小臣等草莽巖穴之小人、分位を超過し、天下之大計を彼是奉申上候は、其罪不輕と奉存候得共、小臣等先君烈公之教諭に薰陶致し、尊王攘夷之大義を、神州に生候者は、奴隸卓僕に至迄、此大義を固持し、須臾も不失墜之所以は、聊知覺仕候。苟も士林に列なり候者、今日危急之時勢を傍觀仕候事、實に志士之所愧に御座候。

以上は序言だ。

時事大綱

抑當今天下の大勢を窺仕候に、日淪月沈、滔々趨下流候勢ひと奉存候。去年(文久三年)八月薩會之二藩、奸謀を設け、長門宰相を陥れ、七卿を逐、廟堂之正義を奉拒隔候罪、實に滔天之大惡に御座候。

以上は時事の大綱を論ず。

不可解三事

天下之人、同口薩賊會奸と相唱へ、賊奸の名已に定候者、輦轂之下に横行仕、廟堂之御大政にも參豫仕候事不可解之一事に御座候。去年來攘夷之詔命數々御布告相成候得共、今以橫濱一港之鎖閉も不相立、及遷延因循候事、不可解之

大勢淪沈

二事に御座候。於幕府君臣之大道御正し被遊、恭順之誠意御立被遊候と御申立に御座候得共、恐れ多くも奉迫玉體候堀田備中守、間部下總守、安藤對馬守等誅戮削封之御沙汰も無御座。高厦大屋に安座致居候事、所謂君臣之大道、恭順之誠意、名實相乖候事不可解之三事に御座候。

以上三事の不可解を論ず。

此三事は、實に天下之大倫大勢に關係仕候事に御座候處、一事之舉行無御座候。是則天下之大勢日淪月沈、滔々趨下流候形と奉存候。是れ彼等の蹶起止むを得ざる所以である。

悲憤禁ぜ

小臣等固より廟堂之御大計を可奉伺道筋は無御座候得共、當今之形勢にては、先烈公之遺訓所謂尊王攘夷之道は、地に落候事と奉存候。草莽巖穴之小人、廟堂之御大計を彼是奉申上候儀は無御座候得共、先烈公之遺訓地に落候事と奉存候得ば、焦心裂腸、所難耐に御座候。

以上は彼等が慷慨悲憤自から禁ずる能はざる所以を云ふ。

本志披陳

乍然小臣等如何様苦心仕候とも、微力を以て、先烈公之遺訓を繼述仕候儀は、固より其任にも無御座、其人にも無御座候、但滿腹存込候は、一身之進退去就、先烈公之遺訓を失墜不仕様致し度候、就ては一死相決候外無他事覺悟仕候、何分此上は攘夷の先鋒と罷成、犁刀横槊、醜夷の陣營に討入、奮死仕、忠義之雄鬼と罷成奉拜謝先烈公在天之靈候事、小臣等之本分に御座候。

初めて其の本志を露呈す。

攘夷勅許
請願の意

隨て同志之者相謀、爲攘夷祈願、日光山東照宮之御廟前に參籠仕候、乍然叨に動干戈、擅爲私闘之所業に落入候ては、於大義之上、慊然不仕候間、何卒攘夷先鋒之勅許を奉捧度懇願に御座候得共、九重之天、訴號に由なく、空しく巖穴之下に悲泣仕候事に御座候。

以上彼等の本志と、其の本志を行ふ所以の行動とを明らかにす。

右請願運
動の依頼

伏惟閣下は我先烈公之御血統に被爲渡、且大邦に君臨被爲在、大義既に天下に顯明いたし、東西奉渴望候、就中小臣輩乍恐我君公同様奉仰候義、誠以唐突

之至に御座候得共、不願、非分、冒鉄鉞之誅、奉歎願候、何卒閣下之御周旋を以、攘夷先鋒之勅許を奉捧候様、御願請被遊下候得ば、不堪感激之至候、小臣等固より草莽巖穴之小人、非分之願請、罪戾無所容儀に御座候得共、先烈公之遺訓、地に落候と奉存候得ば、只々悲憤憂悶、神亂氣錯、非分之事も忘却仕、先烈公遺訓之片端奉伸度迄之心腹而已に御座候、伏て願くは閣下小臣等之重罪を御寛宥被遊下、微忠小志御察被遊下、攘夷先鋒之勅許御願請被遊下候得ば、千謝萬感不堪結草之情に候、冒萬死奉待罪日光山之廟前候、誠惶誠恐謹白。

政局一變
の下心

彼等が言々句々、先烈公を引用し來るは、烈公の名によりて其子である池田茂政を聳動せんが爲めばかりでなく、彼等は當初より烈公の神位を奉じて運動しつゝ、あれば、斯く云ふは彼等としては、當然の事であらう、彼等が攘夷の先鋒は兎も角も、其の勅許を得んとするに至つては、彼等は去年八月以來の政局を一變して、其の以前の形勢に引き返さんとの下心あるを知る可きだ。

〔五〕池田茂政朝廷へ建白す

因州侯への嘆願

筑波山有志の一味は、更らに因州侯池田慶徳にも、亦た同様の嘆願書を呈した。申す迄もなく、岡山の池田も、鳥取の池田も、皆な水戸齊昭の子であり、一橋慶喜とは兄弟である。而して備前少將池田茂政は、彼等の志を嘉みし、彼等の嘆願書に添へて、左の意見書を朝廷に上り、又た因州侯池田慶徳は、幕府へ建議し、何れも彼等の志を達成せしめんことを努めた。

茂政の建議

微臣茂政再拜頓首、謹而奉歎願候。今般野州太平山へ屯居仕候者共より、封書差越、則披見仕候處、間々觸忌諱候義も相見申候得共、積年攘夷之叡慮深く奉恐察、且神州正氣之衰替と、醜夷猖獗之侮慢を痛憤悲嘆之餘り、不得止之情實より相發候儀と被察申候。

先づ彼等の志趣の同情す可き所以を云ふ。

天下の現狀

若年不肖之茂政、是非得失も不相辨候得共、實父齊昭存生中、兼々教示仕候尊

王攘夷之大體に於ては、少しく耳底に存居申候故、昨年來上京之都度都度、恩意獻言仕、幕府へも屢意衷申述候儀に御座候。

然る處、於幕府無餘儀意味も御座候歟、叡慮御貫徹之實効、只今迄嚴然天下に不相顯物議紛々、人心不服之趣に御座候。

以上は天下の現狀を云ふ。

勅許請願

乍併當春(元治元年)大樹上洛之節、横濱鎖港之儀尙又被仰出も有之、一橋中納言より、御請も申上居候事に御座候得ば、早々實効相立可申様、取計候義と奉存候折柄、今度太平山之者共より申立候趣も御座候得ば、此機會に乘じ、幕議も彌早急に相決し可申候間、何卒彼等志願之通、勅許被爲成、幕府へ御沙汰被成下候様奉懇願候。

此れでは池田茂政も、全く彼等一味と共志趣を一にするものだ。

素より彼等草莽鄙野之小人には、御座候得共、志情之切實に到候ては、大邦君子にも不可恥義と不堪感激奉存候間、何卒彼等微忠之程、御哀憐被爲垂被下

候は、朝恩深く奉感戴候儀に御座候。依之右封書相添、此段奉歎願候。御執奏希入候。恐惶謹言。

朝廷の衝動

此の一書は、朝廷には少からざる衝動を興へた。そは尊皇攘夷は、當時に於ては、唯一の看板にして、何人も公然之に反對す可き理由無く、殊に朝廷には攘夷の一事は、八月十八日政變の前後を一貫して、敢て渝る所無しと仰せ出されたる通りのことにて、今更ら之を斥け玉ふ可き理由も無かつた。

朝廷の對策第一案

されば此れに對する最初の第一案は、左の通りであつた。該徒水戸贈大納言(齊昭)の遺志を繼ぎ、報國の趣、神妙に被思召候。鎖港之成功可有。奏上節、志士可令先鋒旨、御沙汰に可相成歎。總督一橋は、水戸、備前共親縁の間柄旁、一橋中納言へ爲御任に相成、人心居合候様可取計。又幕府へも可傳達旨被仰出候事。

而して備前少將へは、

太平山屯集の徒、歎願之趣は、神妙之義被聞召候得共、既に幕府へ御委任、屹度

同第二案

可有攘夷成功義と思召候。於幕府不能成功候は、歎慮之御旨も被爲在候間、其節奉歎旨、爲皇國可致忠節、當今之所、暫く猶豫、幕府之處置、可見合被思召候に付、右御趣意、篤と相心得可示諭旨、御沙汰可相成との事。

此れでは全く志士の思ふつばに嵌りたる御沙汰だ。然るにそれより一轉して、更らに左の第二案は出で來つた。

野州太平山に屯居之者より、歎願之書取を以、備前少將より歎訴有之、則言上に相成處、右建白中、去年八月一舉之文意は、甚御不審候得共、其餘水戸贈大納言遺志を繼、報國盡忠之志、神妙に被思召候間、尙早々人心居合候様、取計可有之、御沙汰候事。

同第三案

然も更らに之を改刪して、第三案は出で來り、六月中傳奏より因備兩藩主へ、左の如く達せられた。

自因備差出候野州太平山に籠居候者共、建白之文意、去年八月一件、御不審に被思召候廉も被爲在候得共、幸右兩藩間柄之儀にも候條、旁加勘考、宜被取計、

内々御沙汰之旨、關白殿被命候事。

此の如く遂ひに所謂る不得要領の文句に成り了つた。然も彼等の聲明の目的は、此れにて達せられた。尙ほ前書に野州太平山屯居云々の文句あるは、彼等が日光より轉じて、太平山に籠りたるが爲めだ。尙ほその事は別に語るであらう。

【六】 池田慶徳幕府へ建白す

池田慶徳
建白書

當時池田慶徳は、病の爲めに因州鳥取に居たが、彼等の攘夷先鋒の歎願書に接し、五月二十三日、家老黒田日向、副使京都留守居安達精一郎を江戸に遣はし、左の建白書を呈せしめた。

攘夷策略
の不徹底

伏惟外夷掃攘之儀、皇國大典、積年之叡慮に被爲、在、今春公方様も、被遊御上洛候に付、公武御一和、攘夷之大典、必然可被行と冀望罷在候處、宸翰並御請書も、

無謀之攘夷致問敷之由、是より先横濱鎖港之儀被仰出候段、萬全之策之如く候得共、有謀を待而外夷を掃攘せんと欲す。譬ば古語に俟河之清之如く、更に不可有期限。且攘夷之策略有之候は、鎖港之事も可論候。恐くは即今攘夷之策略如何可被爲、在候哉。因ては横濱鎖港之儀も、如何と過慮仕候。是れ明らかに幕府に向つて、一痛棒を與へたるもの。

一揆暴發
の理由

加之皇國之人心不相和、已に此度野州一揆相發候に付、江戸表より、急報有之、承糺候處、積年攘夷之叡慮不貫徹、蠻夷跋扈、諸有司懦弱、一日一日より甚敷、通商日盛、物價日貴、就而は上下一同困究之勢、此儘打過候而は、國之滅亡を、坐して待之道理に付、諸藩士農民に至る迄、何卒攘夷之大典を行候様、一圖に存込、日光山祈願書、横濱暴發等相謀候。

是れ正に攘夷黨に加擔して、幕府の優柔不斷を攻撃するの文句。

如は一舉に及候處、公方様御留守中（當時上洛中）と申、且拙者實家水藩之事に付、深恐入奉存候。因ては追討或は鎮撫等之説、可有之候得共、攘夷基本不相立。

一揆討伐
の困難

して、一揆之徒、追討鎮撫相成候共、忽又他に發り、禁于此發、于彼制、于西生、于東、終皇國內亂と相成、外夷其虛に乘じ、吞噬之欲を逞くするは、必然之理、是れ當今危急の形勢を説く。

攘夷決定
の利

若攘夷基本相立候は、所謂兄弟鬩牆、外禦其侮之理に而、却て内亂は鎮靜可致候間、公方様急々御歸府、以江戸城址陣と被遊、後宮を外に移し、時月を限而攘夷之期を被成、御立候は、此度野州一揆之徒、且諸方潜伏之士、攘夷先鋒に加候様可相願、如此なれば、不令して武備充實、人心奮起可致候、苟も皇國義勇之士を以、諸蠻利欲之夷を攘候事は、左迄難き事は有之間敷候故、今日攘夷に決心すれば、則無謀に似て、實は有謀と奉存候間、何卒一定之策略を被爲立候様奉願上候。

此れは所謂の當時公武合體派に於て流行の言葉たる無謀の攘夷に對し、一撃を加へたるもの。

此度野州一揆は、水戸に關係有之弊藩頗る嫌疑に涉り候得共、不憚忌諱、徹忠

申上候。右に付ては、參府仕度候處、去冬より病氣に罷在、不得止以家來、建白指上候間、可然御披露被成下、尙家來より御聞取之上、御採用被成下候様奉存候。誠恐頓首、死罪死罪。

幕府の態

幕府は固より斯る建白を受け納る可きではなかつたが、さりとて之を當面に拒絶し、因州藩主を譴責する程の勇氣も無かつた。

水戸人宣
傳の妙

流石に水戸人は、宣傳には妙を得てゐる。彼等は此の如く關東に於て、直接行動を做しつゝあると同時に、其の言論上に於ては、天下の要所々々に呼び掛けて之を地方的問題とせず、全國的問題にまで發展せしめんとしつゝあり、而して其の目的も著々の中したる趣きがあつた。若し萬一長州の運動が、京都に於て成功するに於ては、彼等は恐らくは其志を關東に於て、逞しくするを得たであらう。然もそれは正しく畫餅となつた。そは京都の禁門事件は、全然失敗したからだ。而して長州人が京都に於ける失敗は、關東に於ける彼等が氣勢を殺いたばかりでなく、彼等をして到底再起する能はざらしむるに至つた。その次第は

他の機會に於て、之を語るであらう。

第二章 藤田等常野の運動

【七】 日光神廟參拜

宇都宮著陣

扱も筑波山有志は、四月五日其勢百七十餘人、各々槍、鐵砲、鐵杖等を相携へ、水戸烈公の神位を納めたる白木揚輿を中央に立て、威風凜々として、宇都宮へ著し、先づ傳馬町本陣へ紫地葵紋付の幕を打ち、外旅店手塚屋、成田屋、稻屋等五軒へは、無地白幕を張り、各々の旅館とした。斯くて藤田小四郎、齋藤佐次衛門の兩人は、宇都宮藩廳に赴き、用人戸田小膳、縣勇記其他十餘名と面談し、舉兵の主旨を陳べ、彼等が贊意を表したるにより、一先づ日光山に據りて、事を舉ぐる企てを明したれば、彼等は追て評議の上、確答す可しとのことにて、四五日滞在し、武器等の準備を爲すこととした。

宇都宮藩の態度

而して縣勇記は、鹿沼驛醫鈴木俊益もて、金千兩を軍資として寄贈したから、彼

等も安心して待ち居たるに、宇都宮藩にては、此事を日光奉行に通知し、奉行小倉但馬守は、地方の獵師を驅り集め、警備を爲した。而して同時に宇都宮より在江戸の藩主戸田越前守忠恕に報告したれば、彼は日光警備に就て、幕府へそれぞれ申請する所あり、同九日歸藩した。幕府は又た附近の諸大名に命じ、日光へ守衛兵を出し、充分に警備を爲さしむることとした。

宇都宮藩
の援助謝

然るに宇都宮藩にては同八日、使者をもて、過日申談しの主旨は、至極同感なれども、譜代大名のことなれば、幕府の命を受けざれば、武力もて援助は相成らずとの趣を理つたから、藤田等は大に失望し、其の欺かれたるに憤懣し、宇都宮を踏潰さんと逸りたる輩もあつたが、姑らく堪忍して、同地を引き拂ふこととした。

日光警備

扱も幕府は宇都宮藩戸田越前守、館林藩秋元但馬守に、日光神廟を嚴重に警衛せしめ、又た土浦藩土屋采女正、笠間藩牧野越中守、下館藩石川若狭守、結城藩水野日向守、大田原藩大田原銚丸、烏山藩大久保佐渡守、壬生藩鳥居丹波守、黒羽藩

大關肥後守、茂木藩細川玄蕃頭、吹上藩有馬兵庫頭、足利藩戸田長門守、佐野藩堀田攝津守等、其他關東北合計二十九藩に命じて、それ〴〵日光神廟の警衛に注意せしめた。

日光奉行
の手配

斯くとも知らず、田丸、藤田等の同勢は、同九日宇都宮を發し、日光に向ひ、先づ瀧平主殿、池尻嶽五郎を登山せしめ、水戸家に縁故ある養源院に就て、一同東照宮に拜詣せんことを申入れたから、養源院は大に狼狽し、之を日光奉行小倉但馬守に告げたが、小倉は豫じめ宇都宮藩の通知によりて、此事ある可きを知り、彼等が萬一神輿を奪ひ去らんことを慮り、宇都宮、館林二藩に通知し、守衛兵を繰り出さしめ、戸田家人數百五十人、秋元家人數七十餘人、それぞれ持場を固め、更らに領内の獵師共を驅り集め、それ〴〵手當をしたが、然も彼等の參拜を拒むに於ては、如何なる椿事を惹起せんも料り難しと、日光奉行は、頗る心配し、若し異變生じたらんには、御假殿に於て、早鐘を撞くべし、それを合圖に本宮御靈屋へ相詰む可き旨を、本坊の留守居佛頂院等へ申し渡した。

參拜許可

斯る折柄縣勇記は、宇都宮より早馬にて駆け來り、小倉但馬守に向つて、彼等有志の徒は、決して神廟に對して、粗暴の振舞を爲さざる可きを語り、然も五六人宛、靜肅に參拜する旨を諒承したれば、參拜を許容ある可き旨を申し通じたから、彼も稍々安心して、參拜だけは拒絶せぬこととした。

靜肅參拜

斯くて四月十日、東照宮境内へは、日光地役人又は千人組同心等、各々六尺棒を携へて相固め、而して彼等有志者をして、強ひて脱刀せしめんが爲めに、故らに東照宮大権現の勅額を、應接の席に掲げしめたから、齋藤佐次衛門等は、各々脱刀して、小倉但馬守に面接し、我等は尊攘の大義を宣べんとする者なるが、幕府因循、朝命を奉せず、仍て之を東照宮の神廟に祈りて、幕府にその實行を請願する所あらんとす。希くは之を幕府に傳達せられよと云ひ、小倉は書面にて差出されたしと答へ、有志者は然かすれば、當地に滞在して、その返答を相待つ可しと請ひたるも、奉行は之を許さず、而して四圍の情況、彼等に不利なるを見て、止むを得ず太平山に赴くこととした。此に於て彼等は十名づゝ順次に、東照宮の

神廟に靜肅に參拜した。此の如くして日光神廟參拜は、無事に相濟んだ。

〔八〕 檄文を四方に飛ばす

日光山に
檄文を
發して

田丸、藤田等有志が、水戸齊昭の子にして、雄藩の主たる池田茂政(岡山)、池田慶徳(鳥取)に向て、其の攘夷先鋒の勅許を得んことに力を藉さんことを、請願したことは既記の通りであるが(參照 五六)、彼等は尙ほ日光山に於て、左の意見書を天下に宣布した。

尊攘は神
州の大典

尊王攘夷は神州の大典なる事、今更申迄も無之候得共、赫々たる神州開闢以來、御一姓皇統綿々天日嗣を受嗣せられ、四海に君臨まし、威稜之盛なる、實に萬國に卓絶し、後世に至ても、北條相州の蒙古を塵にし、豊太閤の朝鮮を征する類、是皆神州固有之義勇を振ひ、天祖以來の明訓を奉せしものにして、

實に感ずるに餘あり。

是れ我が國體の世界に卓絶する所以を云ふ、

東照宮、大猷公には、別して深く御心を被爲盡、數百年太平之基を御開き被遊候も、畢竟尊王攘夷之大義に本づかれ候儀にて、徳川家之大典、尊王攘夷より重きは無之様相成候は、實に由々敷事ならずや。

此れは聊か牽強附會であるが、然も斯く云はねばならぬ彼等の立場なれば致方なし。

神州の危急

然るに方今夷狄の害は、一日一日に甚しく、人心は目前の安を偷み、是に加るに、奸邪勢に乗じ、庸懦權を弄し、内憂外患、日増に切迫致し、叡慮御貫徹の程も無覺束、祖宗之大訓振張の期も無之、實に神州汚辱危急、今日より甚しきは無之、假初にも神州の地に生れ、神州の恩に浴する者、豈おめく、と傍觀坐視するに忍んや。

是れ彼等の蹶起止むを得ざる所以であるの理由を明かにす。

一死報國の志

僕等幸に神州之地に生れ、又幸に危難之際に處し候上は、不及ながらも一死を以て、國家を裨補し、鴻恩之萬分に報じ可申と覺悟仕候。

是れ當然の歸結だ。

仍て熟慮致候處、必死之病は、固より尋常藥石之療する所にあらず、非常之事を成さざれば、決して非常之功を立る事を得ず、況や今日に當り、上は聖主之宸襟を奉慰、下は幕府之英斷を助け、從來の大汚辱を、一洗するに於をや。

是れ非常の事を爲さざる可からざる所以、此の如くして日光神廟の靈前に祈願、誓願は出で來る。

日光立籠りの理由

是に於て痛憤難默止、同志之士、相共に東照宮之神輿を奉じ、日光山に相會す。其志誓て東照宮之遺訓を奉じ、奸邪誤國之罪を正し、醜虜外窺之侮を禦ぎ、天朝幕府の鴻恩に報せんと欲するに在り。

此れは是れ彼等の本志だ。

嗚呼今日之急に臨み、誰か報効の念なからんや、又誰か夷狄の鼻息を仰ぎ彼

が正朔を奉ずるに忍んや、既に報効之志を抱き、又夷狄之狡謀を憤りながら、おめくとして、因循姑息に日を送り、徒らに神風を待候儀、實に神州男子之恥ならずや、冀くは諸國忠憤之士、早く進退去就を決し、同心戮力し、上は天朝に報じ奉り、下は幕府を輔翼し、神州の威稜萬國に輝き候様致度、我徒之素願、全く此事にあり、東照宮在天之神靈、御照覽可被遊、夫將た何をか陳せん。

討幕の志無し

此の檄文を讀んで、尤も注意を要する一點は、彼等は少くとも其の言語、文字の上にては、討幕の字なきのみならず、其の意義さへも之を見出さぬことだ。此れは例せば眞木和泉、若しくは久坂玄瑞などの所記と、頗る其趣を殊にする者がある。要するに彼等は皆な尊皇攘夷であるが、西國方の連中には、多分の討幕分子を含有し、東國方、就中水戸側に於ては、殆んど云はんよりは全く其の分子が無い。此れは水戸に於ては、天朝を崇ぶと同時に、幕府に忠なるを其の本義としたからだ。尙ほ當時藤田小四郎の詩に、

鐵衣鞍馬出郷關、霞水筑峰幾往還、一事不成春既老、潛然垂淚望家山。

彼等の志も亦た諒とす可きものがある。



【九】板倉閣老への投書

板倉宛書
狀本文

彼等は自から檄文を發するばかりでなく、更らに老中板倉周防守(勝靜)に對し左の一書を與へた。

某等謹て松山(備中)侯閣下に奉、上言候閣下御賢明に被爲渡候段、兼々景慕仕罷在候處、一昨年幕府御大政に御預り被遊候以來、御中興之御新政も、追々被仰出、我々共に至迄、實に大早に雨を得候心地にて、祖宗以來、尊攘之大典を振興し、夷狄積年の大汚辱を洗雪仕候機會到來致候得ば、乍不及身命を抛ち、神州之御爲は勿論、幕府の御爲身分丈之御奉公可仕と奉存候處、先づ板倉其人に就て、一揚、時勢の幸運に就て、更らに一揚。

所謂四奸の罪

其後次第に時勢の變革も有之、一昨年(文久二年)復古の御事業も半途にして相止候姿に相成候而已ならず、却て一層の大害を生じ、世之所謂四奸と唱候越前家(松平春嶽)、保科侯(松平容保)、伊達春山(此れは春山でなく、其の養子伊達宗城のことであらう)、島津三郎等、宮家堂上方等を、邪謀に引入、上下を壅閉し、天朝を奉欺罔、未だ外夷も一掃不仕候に、却て内亂之基を醸し候儀、大變之又大變にして、天下之安危、徳川家之存亡、今日に指迫り候上は、假初にも、神州に生れ候もの、一日も傍觀可仕場合に無之、況や天下之御大政に、御預り被遊、天下國家と俱に存亡被遊候御場合柄にては、猶更之儀と奉存候。

眞木久坂等との相違

更らに一抑、一大抑時勢の急變、穩和派の勝利、急進派の敗北、延いて文久三年八月十八日の京都政變に及び、直ちに板倉其人を衝動し來る。此れは固より尊攘派の立場よりの立論である。但だ専ら徳川氏を援き來りたるは、彼等は親藩の一なる水戸人であり、相手は幕府の老中であるからだ。此の一點は、前にも云うた通り、彼等と眞木和泉や、久坂玄瑞など、西國側の尊攘派とは趣を殊にしてゐる。

る。

乍、恐既に閣下には、深く東照大猷二公之御明訓遵奉被遊、夫々御恢復之御事業、御施行に相成候程に御座候得ば、今日に至り、空しく沈黙被遊候筋、決して無之候得ば、全く時勢不得止義に可被爲在哉。

更らに板倉其人に向つて、一棒を揮ふ。何故に傍觀する、何故に坐視する、何故に袖手沈黙する。

時勢に泥むの非

一體時勢を計らざれば、功を成難きは、勿論に候得共、方今危急之場に臨み、時勢のみ掛念致し、尊攘之大義御尊奉不_レ被遊候は、天朝の叡慮に違ひ、祖宗之大典を壞り、眼前に天下國家の覆滅を招き候儀にて、御誤國之罪は、御逃れ難_レ被遊筋に御座候得ば、閣下之御賢明にて、決して時勢御泥み被遊候義は、有之_レ問敷と奉存候。

徒らに口を時勢に藉りて、成敗利鈍の打算に没頭し、天下の大義を忘却し、誤國の大罪を犯すに非らざるを痛言し、更らに一轉語を下して、板倉其人に一大痛

棒を與ふ。

耳目一新
の要望

然る處唯今以一號令一舉動之天下之耳目を一新致候御事業不被爲在候段、如何之御懷合に有之可申哉。彼是苦慮痛心仕候得ば、實に身骨を碎く計にて、至情難默止同志之者共申合、日光山に相會し申候。

是れ彼等が此舉に出でたる所以當初から自己の立場を辯護せずして、直ちに相手方に痛棒を喫せしめ、而して徐ろに自己の立場に及ぶ論法頗る巧妙である。

山内謹儀
の申條

御法度に觸候段は、幾重にも奉恐入候得共、斯る御時節に候得ば、寧瑣細之御法度に觸候とも、祖宗之大典尊奉仕候てこそ、名義も相立可申、宸襟を不奉慰候ては、三千年來之御仁恩を如何可仕哉と存詰候義にて、毛頭之他念御座候譯には無之候得共、一同山内に相謹罷在、一書を以、御程合奉伺候間、不日に奸邪誤國之罪を御正し被遊、斷然として攘夷之令を布き、叡慮御奉じ被遊、御事業天下に相顯候はゞ、我々共如何なる重科被仰付候共、聊御恨不申上候。

止むなく
神輿奉
昇ば

自個一味の辯護より一轉し、齟つて他の身分上に及び、其の論鋒痛快を極む。若又右之儀、御六ヶ敷譯にも御座候はゞ、不得止東照宮神輿を奉じ、東照宮之御遺訓に基き、微忠相盡候心得に御座候間、此段宜御披露可被下候。恐々謹言。此の如くして彼等は已むを得ずんば、自由行動を取る可き旨を聲言した。此の如く前には備前因州の池田兩侯に與へ、更らに檄文を四方に飛ばし、復た板倉老中に一書を與ふ、所謂る言論戰に於ては、彼等は其の妙域に達してゐる。此點に於ては、水戸第一、長第二、薩は則ち第三以下。

〔10〕 義徒太平山に據る

太平山

彼等は折角日光山に赴いたが、四邊の情勢、其の參籠を容さず、此に於て一先づ栃木町に引揚げ、同所にて評議の上、太平山に據りて、後圖を成さんと企てた。太

平山は栃木町を距る西南一里許の孤峰、山上の光景は實に關東平原を一眸の中に鍾む。

太平山に入る

斯くて四月十四日山田一郎、小林幸八を、太平山連祥院へ遣し、拙者共、重役の者、當山へ心願あり、祈禱相願度旨申入れ、香料として金五兩差出し、同勢の内、故水戸前中納言殿神輿持參するにより、附從の重役兩人は旅店にては差支あり、他は旅店にても苦しからざる旨申し入れた。然るに連祥院は留守にて、別當へ止宿を理りたれば、彼等は多開院を借り受け、本陣と爲し、烈公の神位を奉じ、玄關には、紫絹地に葵紋附幕を打張り、下寺、山内旅店等へは、隊長を始め、役々の宿割、表札を掛け、幕を張り、本陣には大砲三挺を備へ置き、其他銃槍武器を飾り立て、山下の栃木口、富田口、皆川口へは、見張番所木戸を構へ、晝夜嚴重に警衛した。彼等は固より尊皇攘夷を標榜するも、其の行動は宛も水滸傳の諸雄が、梁山泊の山寨に據りたる如く、四邊の民家に向つて、金穀を徵發し、怨嗟の聲は漸く高かつた。幕府にては田丸、藤田等が筑波から日光へかけての横行を、捨置難しと

水戸藩儀撫使

認め、水戸家の一手限りにて、之を鎮撫す可く嚴重に命じたから、同家にては、直ちに側用人美濃部又五郎、目附山國兵部、歩士頭立原朴二郎を遣はして、其事に當らしめ、三人は十二日頃宇都宮に著し、縣勇記に向つて、其の消息を聞き、十五日太平山に赴き、田丸稻之衛門に面會した。

鎮撫使田丸と會見

當時の様子は、連祥院の届書に據れば、十五日水戸家の御家來、美濃部、山國、立原の三名來りて止宿を乞うたから、斷つたが、暫時座敷を借用したしとのことに、據なく通した。田丸殿來會、終日談合の上、夕刻引取られ、其節茶代として、二百疋差出した。十六日も三人來り、終日内談、立原だけ引取り、山國、美濃部の兩人は、遠ての相談にて、其夜は當院に一泊を許したが、其翌十七日も、早朝から田丸殿參會、終日内談あり、夕刻兩人は、栃木宿に引取り、其節十六、十七兩日の茶代として、五百疋差出された。

鎮撫使と田丸藤田の關係

元來美濃部、山國、立原の三人は、何れも田丸、藤田等の同志者且つ同情者だ、特に山國は田丸の兄だされば、彼等が田丸と熟議を累ねたるも、決して偶然ではな

かつた。要するに三人の所説は、此際は山を下りて、小川館に引取り、銳氣を養ひ、攘夷の機會を待つ可しと云ひ、田丸は同志相誓うて、天下の爲めに唱義の魁を作すべしと云ひ、尙ほ三人の懇志もだし難く、更らに同志と協議を約して、返答す可しとのことにて、美濃部、山國は下山した。斯くて二十日には、山國、美濃部兩人、二十二日には山國一人、連祥院に至り、田丸と會見した。

二十日の
會見

連祥院の二十日分の届書によれば、四つ時(午前十時)頃、田丸、美濃部、山國當院別當所に來り、内談あり、中飯頃引取られた。其節本佛開帳の節、近村より奉納した半鐘神庫入になつて居る品を、借用したしとのこと故、據なく貸した。又た二十日の届書には、山國殿栃木町宿所より別當所へ相越され、田丸殿外一人參會、談合あり、供人十五人、晝飯所望につき差出し、夕刻引取の節、茶代として二百疋差出されたから、受取書を差上げたとある。

却て方略
を授く

彼等の間に如何なる談話が交換せられた乎、其の詳細は知り難きも、到底田丸等は、其の初心を渝へなかつたから、彼等三人は歸府の上、其旨を復命し、更らに五月二十三日、美濃部、山國は再び命を受けて太平山に赴き、田丸等を諭したけれども、彼等は前議を固執して應せず、仍て山國は今致方なしとて、彼は軍學者の本職よりして、太平山に據りては、何事も出來ない、寧ろ愈よやる程ならば、更らに再び筑波山に復りて天下に號令せよと、其の方略を授けたらしく察せらるゝ。要するに此の三人の鎮撫使は、木乃伊取りが、木乃伊となつたとは云はぬが、鎮撫使が、鎮撫の目的を達し得なかつたことは、分明だ。

〔二〕 再び筑波山に據る

筑波に還

田丸、藤田等は、美濃部、山國等の説諭に従はず、飽迄舉義の初心を貫徹せんとし、而して最後に山國が與へたる意見を容れ、其の隊伍を編制し、太平山より筑波山に復ることとした。惟ふに筑波山は、水戸に於ける同志と、互ひに相呼應し、且

改めたる
部署

つ出入自在、攻守兩ながら便宜多き爲めであつた。
改めたる部署は、中軍將に藤田小四郎、軍正に竹内百太郎、參謀に飯田軍藏、補翼に岩谷敬一郎、隊長に須藤敬之進、三橋半六、根本新平、高島孝藏、田中愿藏、伊藤益荒、軍醫に栗田源左衛門、川俣茂七郎、輜重奉行に長谷川庄七、寺澤亘、使番に瀧平主殿、斥候に梅村晋一郎、權藤眞卿、武器奉行に大久保七郎、左衛門、書記に服部本英、内藤昇一郎、部將に畑彌平、山田一郎、小林幸八、榎村平太郎、昌木晴雄、戸田次郎、宇都宮左衛門、千葉小太郎、千種太郎、水野主馬、千葉源二郎、横田藤四郎、三浦軍太郎等それ〴〵役割を定め、而して田丸稻之衛門は、其の總帥であつた。

太平山に據りたるは、約五十日、五月晦日より六月三四日にかけて、漸次下山して筑波に向つた。彼等は太平山滯陣中、人を四方に出して、軍用金を徵發し、同時に同志の士を募集した。結城の昌木晴雄、足利の西宮邦之助、間間田の宇都宮左衛門、野州の川連虎一郎、松本暢等の來り投じたるも、此時だ、而して下山の前後、岩谷敬一郎は、壬生、結城、下館等を遊説し、結城にては藩老水野主馬の加盟

田中の奇策

を得た。尙ほ當時田中愿藏の奇策に就て、岩谷の懷舊談がある。

五月下旬筑波山に據る。此際僕は結城藩を説いて同盟せしむる積りで、二百人許り引つれ、結城の水野家へ談判したところが、家老の水野主馬が十人許りつれて、早速同盟した。これは心にもない同盟で、一時災難を免るゝつもりと見えた。此時結城の町を出ると、田中愿藏が、三百人許りで栃木を亂暴して引上げて來て、少し相談がある、と云ふから、町外れの家で面會すると、田中は參謀の土田耕平と二人で、僕に云ふには、筑波山へ引揚げたとて、何の詮もなからう。今より君の兵と自分の兵とを合すれば、五百人ある。迂回して、八王子へ出で、甲府城を奪ふて、遂に筑波に應じなば、幕府はいよいよ狼狽するであらう。到底幕府は倒さねばならぬのだ。同意して呉れぬかと云ふ。僕反對して、それはいけない。尊攘の大義を明にする義兵である。草賊に等しい舉動をしてはいけない、と、聞入ない。土田耕平も、頻りに言つたが、僕は袖を拂つて、筑波へ歸つたが、田中は、不平で、所々亂暴を働き、土浦城を襲ふつもりで、眞鍋の臺か

甲府城奪取の案

幕府困倒の策

ら發砲した事もある。餘りひどいから、筑波から除名した。(水戸幕末風雲録)
此れは田中が、筑波連中から、獨立運動をする爲めに、斯く案出したるものであつた乎。可なり奇策に相違ない。若し幕府を奔命に疲れしむるが本意であつたとすれば、此れを試みて必らずしも不可はあるまい。一手は甲府城を取りて、之に據り、一手は猷澤より富士川を下りて、久能山に據らば、筑波と相ひ應じ、互ひに犄角の勢をなして、幕府を困倒せしめたかも知れない。(水戸史談)

水藩士討し幕の心な

けれども田丸、藤田等は、當初から攘夷を心掛けて、討幕には意なかつた。水戸は朝幕兩立せざる場合は、兎も角も、自から進んで朝幕兩立せざるが如き機會を作ることは、其の藩内の黨派は、幾様にも分裂したるも、皆な之を欲しなかつた。乃ち櫻田義士の如きも、所謂幕府の奸臣を斃す爲めであつて、決して幕府を斃す爲めではなかつた。此の意味に於ては、筑波義徒も、亦た固より然りだ。されど彼等の心は此の如きも、其の結果から見れば、彼等の一舉一動は、悉く皆な倒幕の機縁を作らざるものはなかつた。

【一二】 周邊の怨嗟

軍用金の缺乏

元來彼等は豫じめ軍用金を蓄へて、而して後事を擧げたのではなかつた。當初は長州の有志桂小五郎より若干の資金を得たかも知れない。然もそれは草鞋金に過ぎなかつた。同志の中には竹内百太郎の如き、豪富の有志者もあつた。されど此れも當坐の事に過ぎない。要するに時と與に、味方は増加し、従つて金穀の需用は増加し、而して其の蓄積は日に減少すると云はんよりは、皆無だとすれば、此上は徵發、次には切取、強盜となるの他に、自から支ふる方法は無い譯合だ。

漸次悪化暴行

一個人さへも、饑渴に瀕すれば、如何なる粗暴の舉動も爲す。況んや團體をや。然も其の團體は、慄悍決死の連中をやだ。此の如くして彼等周邊の民衆からは、愁訴の聲が、水戸藩には勿論、幕府の當局にも聞え來つた。其の多數者は止むを得ずして亂暴を働きたるも、中には凶暴性や、不良性の徒もありて、亂暴せんが爲

田中願藏の暴行

めに亂暴したる者もあり、或は當初は左程でなかつたが、漸次斯く惡化したる者もあり、最初には義軍の爲めに、切取りを行つたが、やがては切取りの爲めに義軍を行ふと云ふ程の徒輩を生じたるは、斯る場合、如何にも餘儀なき勢だ。其中にては田中願藏、山田一郎の如きは、尤も甚しき札附であつた。

田中願藏難題申掛、拙者共義素々横濱鎖港之義を心懸居候得共、時節不至、殊に無人、當時住居不定候故、當御城中丸之内御長屋を當分借受度、又者御家來之内貳百人貸被遣候共、金壹萬兩用立吳候共、右の内一つ届け貰度由、手詰の懸合の由……且右懸合中結城町所々へ麥藁等を積、町内を焼拂、右町にては戸締致し、銘々驚入候處、高木順作、水野主馬兩人にて、無難に相濟候由申事に御座候。(波山紀事)

山田一郎の自訴

先づ此の一例を見ても、田中願藏が如何なる辣腕を揮うたかと想像せらるゝ。尙ほ山田一郎は、本來新徴組の士であつたが、故ありて之を去り、藤田等と提携して、當初から此の義舉に加盟と云はんよりは、寧ろ參畫したる一人であつた

が、彼は遂ひに同志を離れて幕府へ自訴した事、此に至りたるは、彼が筑波義徒の同志より、其の態度を疑はれた爲めであつたかも知れない。

太平山へ屯し候浪士之内、山田一郎義御老中衆え、此度自訴仕候には、私義皇國之御爲、攘夷之先鋒相勤度、人數を集め、三千人(?)餘にも相成候處、武備用意之爲、金子才覺仕義等も有之候、私欲之御取調にて、御討手被差向候哉に奉伺候而者、何共恐入、微志も貫兼候不及是非候間、御大法に被所度趣に付、木村甲斐守(公事方、御勘定奉行なり)え、可申出被仰渡、御同人え訴出、御取調係り齋藤辰吉(御留役なり)に而、吟味中之由なり、一郎申立候は、外に同志之者も御座候得共、右者私一人之罪に歸し候間、外之者共は、寛大之御吟味に被成下度申立候處、右同志之者左之四人も、一郎一人にて、御咎被仰付候ては、無據、畢竟私共同罪之事に御座候間、御刑法奉仰候由申立候者左之通。

上州浪人

田 島 幾 彌

御府内浪人

天野 隼次

盛岡浪人

佐藤 繼助

水戸浪人

渡邊 欽吾

自訴理由

此の如く山田は自訴して、其の同志數名と共に、其跡を此の義舉から絶つた。彼は何故に自訴したる乎は、彼に聞かざれば、何とも見當が付かない。或は進退維れ谷まりたる結果、餘儀なく此に出でたる歟。固より義徒の中にも、それぞれ軍紀軍律が行はれないこともなかつた。

江戸出生

三浦 勘助

三拾歳

同

橋本 四郎

三十一歳

此者共夷情之切迫を致苦心候趣に付、許容致し、當山に差置候處、追追不正之所業有之而巳ならず、剩酒色に溺、宇都宮に於て旅籠屋召抱之下女を致掠奪逃去候段、法令を致輕蔑、始末不届至極に付、召捕糺明之上、行死罪者也。

五月

止むなき亂暴

此の一事を見れば、號令如何にも嚴明である様だが、所謂る自給自足せねばならぬ彼等の立場では、背に腹は代へられず、その爲め餘儀なく押借、強談、やがてはそれ以上の亂暴ともなりかねなかつたのは、勢の必然であつたと察せらるる。而して彼等が尤も周邊を困しめたのは、其の事實よりも、一般に恐怖、不安の念を散布したることであつた。

第三章 諸生の運動

【一三】 諸生岩船山に會す

水戸正義
派の打撃

筑波の一擧は、其の同志である水戸の正義派には、非常の打撃を與へた。四邊の怨嗟は幕府に聞え、幕府は直ちに之を水戸の責に歸した。而して水戸では其の責に任ずる者は、正義派の領袖である可きは當然であり、必然である。諺に玉石俱に焚くと云ふが、筑波の義徒は、石を焚かずして先づ玉を焚くの結果を來たした。

各地の學
館

元來義徒の巢窟たる各館は、概ね皆な正義派の人々の手によりてと云はねば、其の人々の執政時代に出で來つたものだ。

この時小川潮來、玉造、湊に文學武藝を學ばせる事になつてゐたが、これは武田太夫（正生、後に耕雲齋）の時に皆な古城趾などの要害の地を選びて學校を

建てたので、水戸領内には澤山ある。大宮、野口などにもある。其中尤も盛大なるものは、潮來、小川、玉造、湊、之を重なるものに數えて居た。〔岩谷敬一郎談話〕斯る次第で、其の學校は宛も明治十年亂以前、鹿兒島に於ける私學校と、略ぼ其類を同うしてゐた。而して筑波義學の竹内、岩谷など、其の幹部連は、此の學館の世話役であつた。

正義派の苦境

固より此ればかりではない、田丸と云ひ、藤田と云ひ、何れも正義派と切つても切れぬ連中だ。されば其の責任の彼等に波及す可きは、是れ已むを得ざる順序だ。況んや水戸に雌伏して、彼等の隙を窺ひつゝある所謂の鎮派、及び結城寅壽の殘黨に於てをやだ。元來鎮派なるものは、正義派であり、寧ろ右翼であつた。然るに彼等は水戸家の社稷保持擁護を専念とし、所謂の勅諭問題に就ても、其の返上を主張し、正義派の左翼と、氷炭相容れず、此れが爲めに鎮派は、平生仇敵の念をなしたる奸黨と合體して、正義派を攻撃した。此の如くして、正義派は全く田丸、藤田等の此の一舉の爲めに、窮地に陥り、やがては死地に陥らんとするの

危機に迫つた。

鎮壓運動の發起

扱も水戸に於ては、五月上旬文武の諸生は、水戸の海濱なる岩船山に集會し、筑波一舉に對し、先づ鎮壓の運動を發起した。此の中には鎮派と、結城寅壽の殘黨とが、合體してゐたことは、尤も注目す可き一事だ。乃ち彼等の建白書は左の通りだ。

鎮壓建白

乍、先君烈公告志篇を著して、廣く士民へ諭し玉ふ。其第一條に忠孝之本意を述させ玉ふ。次に人々天祖東照宮の御恩を報んとて、惡く心得違ひ、眼前之君父を指置、直に天朝公邊へ忠を盡さんと思はゞ、却て僭亂之罪遁れ間敷旨を述させ玉ひし事、我藩の臣子たる者、何れも心得可罷在事に候所。

筑波義徒は、烈公の神輿を昇いで、關東の一部を馳せ廻りつゝある際に、彼等亦た烈公の言を標榜して、起つて之を排斥せんとす。

鎮壓派の申條

近來狂暴の士民等、尊王攘夷之名を借て、累代厚恩の君上を指置き、各其身の分限を忘れて、天朝の御明德を奉誣、他國浮浪之惡徒をかたらひ、國中無罪の

良民を苦め、徳川家御親藩之臣下として、妄に將軍家を輕侮し、昇平之至恩を忘れて、反亂の大逆を企、無體之暴論を以て、數ば君上に奉逼、種々の流言を作りて、多く異論の良臣を退け、賄賂を貪り、私黨を張り、祖宗之法度を破り、士民之禮分を廢し、加之東西に奔走しては、公武の御中を奉妨、上下之情を壅塞して、君臣の通路を絶ち、其他の惡業、不遑枚舉、是を以て、先君烈公の御遺志と稱し、我水國眞の義勇を轉じて、虎狼之國となし、貪亂無禮の盜民を集めて、忠孝篤實の世臣を用ひず、終には一國の君臣上下悉く反亂之賊に陥ん事、眼前にて、士民之恥辱、千載之汚名、無此上、臣子之身分、決て等閑に可相過、時節に無之、且我我是迄、日々弘道館に出入し、文武之業を勤めて、以て君上の恩に報せん事を謀る。今此時に當て、國之逆臣を除き、賊之横行を制するに非ずんば、何を以てか地下に烈公に見へ奉らん、依之面々忠憤難默止、自然一同集會仕候上は、共に心を一にし、力を合せ、是非黑白を辯明し、是を天下に明にし、年來之誠心を相達し、眼前君上之御配慮を可奉、安一同之本意に御座候、依而此段申上

置候以上。

彼等の標語

此の一文は、前記の如く名を烈公の教に藉りて、反對黨を攻撃したるものにして、其の云ふ所は、筑波の義徒と、正義派の連中とを擧げて、之を一網の中に羅し去らんとするものにして、單に筑波義徒のみを相手とする者では無かつた、國之逆臣を除き、賊之横行を制すとは、彼等の旗幟の標語だ、賊の横行は、筑波義徒であるが、國之逆臣とは、武田耕雲齋等正義派の連中を斥すことは、萬々疑を容れない、此の如くして一時漸く根絶とは云はざるも、鎮靜したる水戸の黨争は、此の好機に乗じて、再び擡頭し來つた。

水戸の黨争

是より先き我が藩(水戸藩)には曾て黨派の紛擾あり。弘化甲辰の變に方り、執政結城朝道(寅壽)等が幕意を迎へて一時藩政を專にせしより、有志の士深く之を憤り、内訌久しく蟠結せしが、嘉永癸丑齊昭の出で、幕議に參せしより、漸く宿弊を除き、公明寛大の處置を以て之を平定せり。安政乙卯十月の震災後彼の殘毒又再發せしも、禍

を未然に防ぎ、朝道等を罪に處して一藩肅清に歸せしめたり。戊午奉勅以降、有志中
 鎮激二派に分るゝに及び、彼の殘黨は其の處に乗じ、往々蠢動の形迹ありしが、此の
 歳波山の一舉より激派壯士の行爲頗る物議に涉り、惡聲喧傳するに及び、之に對す
 る鎮派の感情は、自ら彼の殘黨の唱ふる所と相合し、五月初旬文武諸生等が水戸の
 海濱なる岩船山に集會して、波山の徒を鎮制せんと謀るに至り、茲に内訌の端を啓
 きたり。

抑も鎮激二派の争鬪は戊午奉勅以來議論の異同より發生し、勅書返納の議に至り
 て益々分裂し、爾來遂に參商相隔たるに至りしも、其の意皆贈大納言齊昭の遺志を
 奉じ、國家に盡瘁するに在り、敢て私意を挟むに非るなり。然れども其の相争ふや勢
 或は極端に走るの弊なきこと能はず。即ち波山の舉あるに及んで、所謂鎮派の士が
 一時彼の殘黨と相應じて之を鎮壓せんとするに至りしも、亦勢の免れざる所歟。何
 となれば彼の結城の殘黨と稱せらるゝ者と雖も、其の當初の議論は自ら能く人心
 を收むるに足るものありて、鎮派の士と相投合する所ありたればなり。〔水戸藩史
 料〕

【二四】水戸の内情(一)

諸生實際
 運動著手

弘道館に於ける文武の諸生は、前記の建言書〔參照 一三〕を政府に進達し、之を
 四方に頒布し、同志を募り、愈よ實際運動に著手し、五月九日を以て、家老及び文
 武師範に告ぐるに、國家の危急、一日たりとも黙止す可からず。一同出府して、君
 公に言上せんと云ひ、重臣等の贊同を要めた。概して云へば、江府は正義派を主
 とし、水府には結城殘黨蟠居したれば、彼等の議は直ちに容られ、城代朝比奈彌
 太郎(奉)家老佐藤圖書(信)等は、城代鈴木石見守(重)棟の邸に會し、而して一方
 には大番頭渡邊半介(超)等、所謂鎮派の一味も、之に與みする者少からず、彼等
 互ひに相ひ容れざるも、鎮派は奸黨の力を藉りて、鎮定の功を奏せんと欲し、奸
 黨は鎮派の力を藉りて、正義派を一掃せんと欲し、互ひに比周野合して、相ひ合
 流し、更らに又た水戸家と縁故ある閣老太田資始等に依りて、幕府に内應する
 者あり、而して幕府も亦た此機に乗じて、水戸の天狗一味を排斥せんとし、此の

豊田靖の
信報

如くして、諸生の運動は、驚く可き波紋を擴大し來つた。
尙ほ當時中正派と稱する豊田小太郎(靖、亮の長子)が、在江戸の同志に報じたる
一書は、能く當時水戸に於ける、此の運動の内情を曲盡してゐるから、長文を厭
はず、之を左に掲載する。

(前略) 抑此度之起りは、初發佐兵(抜刀の指南者、佐藤兵介)なるもの、是迄時々
東海へ往來いたし、手廣に有之由之處、近來暴徒頻りに祝街(遊廓)等へ出沒い
たし、暴行無極に付、祝街にも自然遊客も少なく相成、今日糊口に指支候より、
同所佐兵へ懇意之ものより頼候には、どうか佐兵門人之内より不絶五六輩
づゝも、東海を横行いたし居候へば、格別に暴徒も畏縮して、亂妨等も無之、自
然祝街も繁昌可致候間、金子等は如何様もさし出候間、よろしくとの事に相
成候よし。

佐藤兵介
の不評判

此れが發端だと、豊田は認めてゐる事は意外の邊から生ずるもの。

其節佐兵も少々は、金にても懐に入候よし、依て同人も呑込、追々諸方を奔歩
して、湊、潮來、小川等之三館を征伐して、眞に先公(烈公)之御赤心を、天下に發揚
するとの事を、口實として、遊説致候處、外之人に候はば格別、佐兵之心實、是迄
不正且中々山師、右等之儀を、實に周旋致候筈も無之と心付、且中々幕府之形
勢も、ごた付候折柄故、乗合候人も先づ夫なりに泣寐入居候也。

佐藤兵介其人が信用無き爲め、烈公の御赤心などと標榜呼號しても、誰も相手
にはしなかつた。

久貝一件

右は四月初旬中旬頃之事、然るに右之通り少々心ある人は、乗込不申候處、諸
生に至り候ては、憤怒に不堪、且つ久貝一件之折一と催し有之歎之處、夫も彼
れ何がなと存候砌故、諸生は頗る勢を持候也。

久貝一件とは、水戸藩主徳川慶篤の側近久貝悦之進が、水戸に下り——一説に
は藩主の内命にて、水府事情探索の爲めとか——三月晦日、河内郡牛久に至り
たる際、刺客に襲はれ、慘死したるを云ふ、此れは小川館の激徒だと云ふことだ。
然りといへども、何分佐兵許りにて、外立場之もの不應故、段々遷延、去月(四月)

諸生岩船
押出

下旬に及候處、佐兵門人等いよ／＼押出可申とて、佐兵へ持込、今より同伴可致云々被責込申候處、是も外立場之もの不應、自一人巨魁になり候もいやと相見へ、先々今少し控へ候様申候處、中諸生承知不致、夫なれば先生はだめと申事にて、廿九日方に、十人許り岩舟へ押出候也。

此れが岩船山諸生評定の經緯だ、而して豊田は更らに前文に、左の注脚を加へてゐる。

此時先便之諸生は、多分奸諸生之由、此時既に奸家にて鼓舞せしめしものと相見申候。

と、此れは恐らくは中らざるも遠からざる可きものであらう、要するに諸生の背後には、何者かゞ存在したるに相違あるまい。

〔一五〕水戸の内情(二)

豊田小太郎は、前記の如く諸生の岩船山會合は、奸黨の使喚であらうと睨んでゐる。

諸生一時に蜂起

扱右之通り諸生押出候て、直に府下(水戸)へ馳還り、何人にも此度三館(漢、潮來、小川)を破却して、南上之上、君公(徳川慶篤)へ言上、國體を立候はんと決心押出候處、人數不足に付、早々後援を頼むと、上下街(上市下市)を必至に奔走せしに付、諸生も朋友を見殺しには出來ぬと、一時に蜂起して、追々岩舟へ集り候也。此の如くして諸生の勢力は、漸次に擴大せられた。

諸生不統

夫より追々同所之諸生、勢猛烈になり候處、右之次第にて、立場之ものも、更に乗合不申、一時に集り候客氣之少年のみにて、更に一定之論も無之、頻りに人は過し思ひ／＼の議論相立ち、或は南上と云、或は三館を討伐すると云、紛々不決處、元來甲辰(弘化元年水戸齊昭郡を得たる歲)以來之誠鎮家なるもの、不氣

南上の逕

力にて、夫を統一駕御する人無之、只大變こまるこまると申居候内に、奸家なるもの、元來見込候事有之と見へ、砂糖、張飛(砂糖は佐藤圖書、張飛は朝比奈彌太郎等を動し、其他巨室物頭邊迄をも遊説せしに付、府下(水戸)にても、人心餘程引立候砌、集會之諸生に令を下し、頻りに世家巨室を、御立場柄御傍觀にては、相濟間敷、是非々々我々共御供申候間、御南上之上、夫々逆臣を除きて、眞に烈公之御赤心を、天下に發揚不被成候ては、相成間敷と責込候處、何は兎もあれ、其所説尤之上、兼て遊説被致候儀もめぐり居候に付、至極尤之儀に付、同道南上可致と、砂糖(佐藤圖書)邊は相成候よし。

此處に誠鎮家と云ふは、中立の穩健派を云ふ。南上とは江戸へ出掛くること、佐藤は家老である。結城殘黨の一人と云はずんば、其の同情者。

出發時日決定

然るに當學校分類、及誠鎮家は張込不申故、又々氣聚之諸生へ策を與へ、來る十一日に江戸へいよくと申事にいたし、御城代初、布衣以上不殘學校は青山長官(量太郎延光)初め、指南々々迄九日之日に、此節國家御大變之御場に付、

御國體相立候様仕度存詰め、南上之上、言上仕度存意に御座候に付、來る十一日に發足之處、兼々御苦心被成候趣に付、御同伴御盡力被下候様にとの大意にて、不殘へ書を送り候也。

城中評定

此の如くして此の運動も、愈よ本物となり來つた。

書付は弘道館諸生共と認候故、學校先生方も、只見て居候様にも不出來、寄合等致し、何か申出候様子、そこで表御一席にも、一昨日は石州どの(城代鈴木石見守)宅へ寄合候様子、鳥居大夫の外は、不殘會し候よし、然るに會議不決歟にて、昨日は表衆より寄合差引迄御城にて會議に及候よし、如何評議に相成候哉、未だ不承候。

此の如くして諸生の集りは、一轉再轉して、城中の大評定となつた。

兎に角表衆にては、諸生を同道して登るとは、砂糖(佐藤圖書)邊にて挨拶致候に付、巨室のり出候迄は諸生も止り居候儀と奉存候、是迄之大勢如此に候、事情は、又左之通に候。

太田資始
の同情

以下は其の事情の經過を語る。

何時之比よりにや、乃矢（内藤彌大夫後に内藤恥斐）乃東魏（内藤儀左衛門）等之よし、江戸俳諧師之よし山畑幸三郎と歟申ものに手寄、追々懸川侯（太田資始、道尊）へ入説候處懸川隱居深く乗込、右より之アイオイ有之、早く巨室諸生等のほり候様致度、勿論止宿所もさし支候なれば、屋敷へ參り居候様にとの事申來候よし、そこで乃矢（内藤彌大夫）邊も、首切乗込、必至に周旋し、諸生巨室を動し候也。

此の如く此の騒動の舞臺には、種々の役者が登場する事となつた。水戸家に縁故ある閣老太田資始の如きも、其の一人であつた。

「一六」水戸の内情（三）

誠奸合一
の計

然るに第一兩田（戸田、藤田）の件、尙又甲辰以來有名家がのり合不申候ては、天下への聞へもあしきに付、是非々々誠奸合一にて事を謀り度様子也。

誠奸合一とは戸田、藤田等正義黨と、結城等奸黨とつ合一だ。

矢張奸も誠と合し不申候ては、事も不成と存候は、必定と相察申候。夫故此度は、誠家へ頻りに彼（奸）より手を下げて來り候也。

少くとも舉藩一致の姿でなければ、天下の公論を動かし難きに付、奸黨より手を下げて、正義黨に共同運動を懇望し來つた。

太田へ手
廻し

扱今度大變之起るや否、直に飛脚を發し、懸川隱居（太田資始）へ通し候よし、是は必ず激家にて手を廻し、彼是名を附て、此度の聚據を誣て、嚴重云々杯を防候爲なるべし、多分違ひ申間敷候。

先ずれば人を制す、豫じめ太田閣老へ手を廻はしたるは、諸生横議などの反対意見が、激派（正義派の左翼）より生せんことを、豫防する爲めであつた。

別紙集會存意書寫御廻申候、是は乃矢（内藤彌大夫）書候よし也、内實は不知表

奸黨に乗

ぜらるゝ
恐れ

向き如此の大誠論故、相談被致候得ば、至極同意と申候外無之のみならず實に尤也。但そこさみわろく、甚苦心候處、元來誠家（正義派の右翼、激派に對する偽派）之起候事に無之、彼が手に成り、彼は主之勢、誠家は客之勢故、今度此機に乗じ、暴徒を平げ、眞に烈公之御遺業を振起候時に至り、彼は主我は客故、勢難敵より、遂に彼に被掌握候に至り可申、尤假令舊奸にても、其節に至り、公明正大に、私を去りて、舊奸心を改め、誠に移り候得ば、よろしく候得共、彼が主にて事を成遂候日には、中々左様にも相成間敷、然る時は、矢張烈公之御赤心を發揚するとの儀は假名にて、如何様之譯に可相成も難計と杞憂する也。

此れは奸黨と鎮派とが、聯合運動して、其の成功の曉には、鎮派は全く奸黨に壓せられ、鎮派は奸黨の爲めに、火中より粟を拾ひ出したるに止まるの虞あるを云ふ。

豊田進退
高す

左候とて心配するのみにて、無謀無策に居候得ば、事不成て、今度起立候諸生共も、勢挫け、暴徒再び逆焰を逞候日には、烈公にはいよ／＼暴徒之魁首と被

爲成、且ツ國中は鎮誠も奸も必至に相成り、詰りは干戈を邦内に動し候に至るは必定也。又事成り暴徒を平定して、要路を一掃し、眞に烈公之御赤心を發揚するに至り候得ば、前件に認候通云々に可至、實に考候へば、考候程、如何にも進退窮候也。一己之進退窮計に候得ば、よろしく候得共、一國之事、如何共不可爲也。依て再三反覆、熟考之上、心付には、左之通りより外無之様奉存候。

豊田の立
場

惟ふに本文の主豊田小太郎其人も亦た其父豊田彦次郎（天功）が、藤田幽谷の門人であり、東湖の友人であつた縁故から云へば、正義派の一人。當時彼の立場は、中立と云ふものゝ、先づ生温い鎮派と目す可き一人であつたらう。而して彼の立場から見れば、奸黨の勝利も、其の前途が心配であると同時に、若し激派が勝利を得たらんには、尙ほ一層の心配があり、その爲め、彼は正直のところ、前文通りに、其の進退に窮したるものと察せらるゝ。

鎮派
の關係

然も當時所謂鎮派と激派とは、本來同根より生じたるに拘らず、否な却て其の同根より生じたるが爲めに、内相ひ闘ぐもの尤も深刻を極め、寧ろ奸黨と手

を携へて、激派を討伐するも、激派をして、其の横暴を極めしむるなからんことを期するに至つたものと察せらるゝ。然も所謂の奸黨より見れば、鎮派も、激派も、五十歩、百歩の差にして、何れも彼等に取りては、異類である。故に鎮派の力を假るも、單に激派を退治する迄の事にして、決して永遠に鎮派と提携するの意無かつたことは、固より臆測する迄もない事であつた。

【一七】水戸の内情(四)

諸生と奸黨の關係

前にも認候通り、當今の勢、諸生も大抵に、瑳糖(佐藤圖書)、張飛(朝比奈彌太郎)等へ依頼し、且つ奸家より頼りに鼓舞致候間、大半は統一駕御被致候。今にては中々諸生之氣を、鎮家にて取返し候事には、萬々六ヶ敷、無理に取候積りにて、諸生も心腹仕安心不致(原註) 是は第一鎮家よりは、奸家に氣力有之、且つ今度

之一事に付ては、金も穀も、不_レ幾奸家之周旋也。石州(鈴木石見守)よりも、千金を出候はづと申事、其餘金穀之柄は、鎮家に不_レ渡候。鎮家も不_レ構也)

此れにて兩派の諸生に對し、諸生の兩派に對する實情が判知る、所謂の鎮家即ち正義黨中の穩和派は、碌々奸黨に頼りて事を成さんとするに過ぎず、彼等が振はざるも、亦た宜べなるかなだ。

藩主下國の要

且つ又正明正大なる別紙存意之論を本として論候故、不尤と申兼候に付、先づく同意致し居、どの様にか江戸等へ押出候處をおさへ置、御地(江戸)にて必至之御周旋、牛門(中山備前守)、戸尾(戸田尾時)、興所(興津所左衛門)、飯總(飯田總藏)、渡富杯(渡邊平介、富田三保之介)之處を、出現に相成候様、且つ又九五(藩主)にて御在國之儀、一時に相發し候様に仕度、どの道九五御下國に無_レ之ては、詰る所、眞に平定は六ヶ敷。且つ大君夫人(烈公正室文明夫人)も、御國に被_レ爲入候間云々を拒候ても、至極と奉_レ存候間、幾重にも右之處、精々幕へ御入説、尙又内も御盡力に致度候。

此れは藩主歸國せざる限りは、平定六ヶ敷故、文明夫人在國なればとの意見もあらうが、そのみでは六ヶ敷故、兎も角も幕府に入説して、その通りに取計ふ様にとの意味と思はるゝ。

佐藤朝比奈引出順

右之通り烈公御在世中より御用被遊候人々を、最初に上げて、無據節瑳糖張飛(佐藤朝比奈)邊を引出すと申手順に相成候得ば、無氣力にても、何にても、則ち誠家(所謂る鎮家也)主となり、奸客と相成候也。

此れは豊田其者の意見だ。此れにて彼も亦た所謂る鎮家の一人であることが判知る、少くとも其の同情者の一人であることが判知る。

奸黨利用の要

右にも認候通り、彼(奸)は我(鎮)をまないたに爲、乘て事を成候積り故、我よりは其のまないたに乘て、彼を又其上のまないたに爲、乘候積りに無之ては、嘗に彼が掌握に入候のみならず、從て事も破れ、國家暴激の手に墜ち、不可謂事に可及と愚考。夫故今分は不得止候間、彼が正明正大之議論には矢張同意いたし居、臍の下へ云々の一事は治め置、事の成に至りて、我主彼客と成りかわり

候外無之様奉存候。

此れは鎮家としては、如何にも甘き料簡であるが、然も餘りに自己に好都合の料簡だ。

彼誠論を表に致し、光明正大之議論に立候を、今敗りて、彼は奸也、是は奸の企候事、逆分候節は、彼も如何なる事を以て敵する哉も難計、且つ國家も地に墜ち候間、一時は面白からぬとも、是も此時に當りての重大事故、致方無之候。

此れは所謂る鎮派に向つて云ふところ、所謂る奸黨と聯合の止む可からざる所以。

鎮と公平合し時

扱又今度は追々分裂致居候鎮派と公平之合し時に可有之、良機會と奉存候、元來鎮と公平家合一いたし候とても、餘程必至に不相成候ては、彼が力には及兼候事故、況乎今迄之様に分裂に於てをや也、乍不及小生は是迄之事不殘あしかりきと、公平家へ謝候ても、是非今度は、一統いたし度之積りに御座候

所謂る公平家とは、正義派中にて、激派には固より與せず、さりとて所謂る鎮派

是非合一の要

にも與しなかつた連中のことだ。

乍去こまる事には、少く公平家も奸を惡み過候の弊なきにしもあらず。夫故奸も打てば響くにて、公平家をば、用心する様子、鎮辭家は、公平を餘所にし、公平家は鎮を奸と合し候歟と疑ひ過ぎ候歟に相察申候茲に至り互に區々たる小事に關係致候ては、大事を誤り候間、是非々々合し不申候てはならぬと奉存候。何分右之積りに、小生は周旋致候間、御地にても、御熟考の上、早速御取懸り、御擔當、御盡力を爲、國家所仰也云々。

此れにて水戸の黨情は、殆んど餘蘊なき迄に明瞭となつた。即ち激派の一舉は、所謂奸黨に擡頭の好機を與へ、鎮派も亦た之に合流し、而して公平派と稱するものも、亦た然らんとしつゝあつた。



〔一八〕 諸生南上の企畫

續使、下藩傳達

斯くて諸生は五月上旬を期して、愈よ南上せんとしたが、其の首領の佐藤圖書、朝比奈彦太郎等も、聊か逡巡の色あり、且つ激派の方でもその沮遏に盡力し、その爲め未だ發程の機を得ざるに際し、藩主慶篤は、五月十五日特に小姓頭取國分膳介、目附生熊治衛門を鎮撫の爲め水戸へ下らしめ、且つ支藩松平播磨守頼繩をして、内意を城代鈴木石見守に達せしめた。播磨守と石見守とは、親類の間柄だ。

藩主内意傳達

一筆申入候、向著之節に候所、彌御多幸珍重存候。然ば岩舟へ多人數集居、動搖之模様も有之由之所、如何様之存念に可有之哉難計候得共、御上洛（將軍家茂上洛）御留守中御委任之儀、中納言様（徳川慶篤）へ厚被仰出候儀にも被爲、在候御砌柄、御領分に於て、右之事有之候ては、實以被遊御配慮候儀、恐入候次第に有之、當今大切之御場合を別て御心配被遊、御目付生熊治衛門、御小姓頭取國

分膳介に被仰含、御差下相成候御儀には被爲、在候得共、猶問柄之廉を以、厚申遣候様被仰付候間、幾重にも精々御骨折之儀は申迄も無之、何は兎も角も、御下知を奉請、上下強弱、老少貧福、各身分相應之御用、聊虚飾無之、眞實に相勤可申時節に候。

藩主困却

當時水戸藩主は、將軍留守中の代理として、江戸に在るに際し、其の藩内が動搖しては、藩主當人の困却は察するに餘りありだ、既に其の激派中の過激派は、太平山に立て籠りて、四隣の怨嗟を挑發しつゝあるに、更らに藩地の岩船山にて、諸生の集會は、それに輪を懸けての大騒ぎを惹起するの虞れがある、此れが本書の由來だ。

急々鎮靜要望

左候は、御満足にも可被思召、且忠孝之道にも相叶可申儀と奉存候、且太平山へ相集候者共、夫々引取方之儀、精々御骨をも被爲、折候折柄に候得ば、猶更あれ是動搖不穩事相聞候ては、公邊へ被爲對、甚御配慮被遊奉、恐入候儀、且於拙者甚心配痛心致候間、前件之儀、種々御心配被遊候折柄、萬一存切之儀決斷

致候ては、第一中納言様御爲筋にも不相成、各方爲筋にも相成間敷儀、必然之事にも候得ば、得と中納言様御配慮之儀奉、恐察速に鎮靜致候様被遊度、日夜御心痛被遊候儀故、幾重にも精々御骨折有之様、吳々も御盡力致度存候、依て此段申入度如此御座候、不備。

五月十六日

松平播磨守

鈴木石見守殿

内用

諸生騎虎の勢

此の如き鎮撫の手段を、江戸より盡したるに拘らず、水戸の形勢は、日一日激昂を加へ來つた、そは筑波有志の運動が、目を追うて、劇甚を加へ來り、怨嗟の聲が、倍々高くなりつゝあるを見ては、宛も薪に油を注ぐの趣にて、諸生は自から騎虎の勢に乗せざるを得なかつた、乃ち諸生等は五月十八日水戸城に上り、家老に面謁し、速かに英斷もて、田丸、藤田等の暴徒を討伐せんことを催告した、此の

議論には、一藩を擧げて、最少數の激派を除けば、何れも同意を表せざる能はざるものがあつた。

幕府の討伐督促

當時水藩では、横濱鎖港を幕府に迫り、之を以て内輪の騷亂を鎮定せんと試みたが、幕府では太平山の暴徒の討伐を水藩に命じ、水藩の力能はざるに於ては、幕兵を發して之を討伐す可しと督促した。

諸生南上の計進展

而して野州の形勢は、日に増し險惡を加へ、其の禍亂の區域は擴大せられつゝ、あつたから、諸生等が南上の計は、今や誰ありて之を沮止する能はざるの勢となつて來た。云はゞ幕府自からが、間接には、その後推を爲すの有様であつたら、今は其の成行に一任するの外なきに至つた。

【一九】 諸生の歎願書

暴徒横行

水戸の藩論を聳動せしめたるころの、岩船山に集合したる諸生の歎願書は左の如し。

近來横暴之徒、次第に相募、御國中は勿論、他領迄も、豪家々々え押入、金銀を掠取、酒色に耽り、衣服を飾り、驕奢を極め、無禮を行ひ、或は天誅杯と稱して妄に人を殺戮致候間、市中も早く戸閉、夜中は行人も無之に至り申候。

若し其の缺點、黒點のみを擧げなば、恐らくは筑波の有志も、申開らく可き言葉はあるまい。

烈公偽書作製

甚敷には無勿體も、烈公様御偽書を造り、神輿を昇步行、本尊となし奉り、良民を驅使ひ、天下之威光を輕しめ候段、御國之御制度を相廢候而已ならず、上にも、公邊へ御對被遊、御濟不被遊、且つは天下之御恥辱此上ある間敷奉存候。此れも見様によりては、尤と云はねばならぬ。何は兎もあれ、水戸藩としては、幕府へ對して申譯なき次第である。

畢竟浮浪の徒

尤初發より、此者共攘夷杯相唱候得共、右様之所業にては、真心より皇國之御

爲を存候事には有之間敷畢竟浮浪之者共相集り、名を假りて酒食之料に仕候に可有之。

此れは酷論であるが、然も若し浮浪中の全部を吟味したらんには、一人も斯る者無しとは、誰も保證は出来まい。

若又武士にて、眞之攘夷を旨と仕候ならば、専ら禮儀を守り、人心を不失、一國一致を以、武勇をも相勵、進退可仕事勿論に御座候。

此れも繩墨の論としては、尤の次第と云ふ可しだ。

扱御筋にても、此等之事幾重にも御取締、百姓共安堵仕候様、御仕向被爲成度は、申迄も無御座候へ共、斯御延引に相成居候ては、前件之通、上之御名目に相拘り候事にて、實以奉、恐入候。

唯だ、上之御名目に相拘り候の一句、尤も力あり、苟くも藩主の立場を考慮するものは、誰しも斯く判断せざるものはある可からず。然るに徒らに遲疑、猶豫、日一日を遷延するは、何事ぞ。

取締延引の不可

互に烈公を引

爲臣子者、此時に當り、因循罷在候に不忍、我々共、微力に御座候得共、烈公様文武御引立以來、於學校、少々は筋骨も相鍛ひ、名義をも相辨候間、善を善とし、惡を惡と仕候心得にて。

彼等諸生亦た烈公を援き來りて、其の地歩を占む。實に烈公は双方の本尊にして、云はゞ此の本尊の獨專を相競ふものに似たり。

浮浪國富徒消

第一御國を富し、兵を強して、眞の義勇を勵不申候ては、實に皇國之御爲、攘夷之御事業、不被爲、在候御次第に可有之、然る所前條之如く、浮浪共之爲に、御國中、之金穀を乏敷被致、萬一之御手當も、御指支相成候様にては、決して不相濟御儀と奉存候。

浮浪の奪掠に一任しては、富國強兵の資を失墜するに至る。

依之累世之御高恩に報じ奉り度存念より、國家之御爲、萬生の爲、御政事向、御一新之大願を相發し、此度歎訴仕候事に御座候。何卒速に御了簡被爲、在、在暴相諍候様、御事業偏に奉至願候、以上。

歎願採用

以上の論旨に於ては、何人も異存のあり得可き様なく、此の如くして彼等の歎願書は、愈よ在水戸當局の容るゝ所となり、城代鈴木石見守、朝比奈彌太郎は、左の如く文武師範へ達した。

文武師範への達し

此度各誠心を以て、被致出發之儀、尤には可有之候へ共、御國之儀も、貞芳院様(烈公夫人)、御簾中様(藩主夫人)並御子様方も、御在城之儀に候へば、空虛に相成候ては、於當職不相濟儀に付、當主之分は、夫々申合控居候様致度候。

但御道筋專要に相心得候て、致進退候事故、控候共、矢張忠誠出發候同様たるべき事。

右之趣宜敷御取扱候様致度候事。

五月廿五日

鈴木石見守

文武指南中へ

朝比奈彌太郎

當局の出
發獎勵

以上によりて在水戸當局は、全く諸生の歎願書を承認し、聽納したることが判知る、當主のみは出發を見合せよ、それでも出發同様の忠誠を効したるものと心得よと云ふに至りては、出發そのものが、全く當局の承認、聽納ばかりでなく、寧ろ獎勵と云ふ可きものだ。

第四章 追討軍水戸に向ふ

〔一〇〕 市川一味政權を獲得す

諸生勢揃
ひ南上

扱も五月二十六日(元治元年)諸生等は、大舉南上を決し、水戸城南千波原に、一同勢揃へをした。城代朝比奈彌太郎、家老佐藤圖書、市川三左衛門を初として、使番渡邊伊衛門、先手物頭富田理介、大番組頭猪飼傳衛門、荻昇之介、寄合友部八太郎、其の他文武師範、及び諸生等五百餘人、各銃、槍、弓、薙刀等を携へ、白布に生字を書して肩章とした。

鎮派亦南
上

又た鎮派の有志も、大番頭渡邊半介等を初として、相ひ伴うて南上し、同二十九日悉く江戸駒込邸に入り、同夜朝比奈彌太郎等は直ちに小石川邸に到りて、藩主慶篤に謁見し、上陳する所あつた。而して此の示威的運動は、烈公擁立に際して、正義派が卒先其の例を作りたることにて、それが今回は、其の反對黨たる奸

黨等に利用せられたのだ、而して如何に此の示威運動の利き目があつたかは、直ちに水戸藩の政局が一變したるを見ても判知るであらう。

藩政局の一變

此の如くして六月朔日には、市川三左衛門、佐藤圖書、朝比奈彌太郎執政となり、渡邊半介參政となり、同時に在水戸家老戸田銀次郎、大久保甚五左衛門執政となり、執政山野邊主水正、岡田信濃守、杉浦羔次郎は罷められ、岡田、杉浦は隱居、謹慎を命ぜられた。又た五月二十八日には、江戸執政武田伊賀(正生、耕雲齋)、興津藏人、中山與三左衛門は、慎隱居を命ぜられ、山國兵部は蟄居となつた。此れは筑波義徒解散の命あるも、其の要領を得ざる懲罰として、幕府からの嚴命であつた。尙ほ市川三左衛門は、今回の大舉は専ら鎮派が主である旨を、幕府及び藩の元老中山備中守にも申通し、それによりて承認を求めんとし、その爲めに鎮派の戸田銀次郎も、執政の一人に任せられたが、やがて其の真相が暴露し、板倉閣老、中山元老も、頗る失望したと云ふ。何は兎もあれ當初の目的として聲言したるところは、専ら筑波義徒を討伐するにあつたが、一たび江戸に入りて、其志を得

筑波義徒
色暴露

渡邊半介
の上書

るや、自から執政となりて、悉く反對派を黜罰し、甚だしきは武田伊賀には、切腹を申付けんと要請するに至り、愈よ結城殘黨の本色を暴露したから、彼等と合流して南上したる渡邊半介等は、事の意外なるに驚き、六月四日附にて、大夫人貞芳院(烈公夫人)に、左の通り上書して、市川三左衛門等を水戸に逐斥せんことを請うた。

乍、恐奉申上候。三左衛門等初め三人之御家老(佐藤、朝比奈、市川)共の登り、かれ是人心居り合方六ツヶ敷折柄、此度三人共御用達被仰付候處、各口先には公平にて私心なく、國家之御爲め仕候様之論を申となへ居り、内意と申せば、結城寅壽之餘類、友部八太郎、内藤儀左衛門、菊池善左衛門、加固祐介、本郷金衛門、高倉平三郎、渡邊伊衛門等と、奸策申合、此度こそ、多年相工み居候宿意を一時に晴し、右等之もの共、御役方へ御用被遊候よふとの事を、頻に申上、上之思召にも不被爲、在御事迄も、色々と取たくみ、申上候儀も御座候に付、追々備中守(中山)、半介(渡邊)兩人にて、乍不及、是迄様々申上候趣も有之候處、又三左衛門等

より申上候儀、相防ぎ候事も、御座候得共、三左衛門等三人よりは、言葉を巧みに作り、彼是と御欺き申上候事と相見、少しく御信用も被遊候歟にて、此節に相成候ては、右奸人之餘類もはや御役方へ六七人も御入れに成候のみならず、昨今之模様に至り候ては、實に御國之御一大事と申上候程之御場合に相成候段、何共奉申上候様無之、恐入奉存候事に御座候。

奸黨が急轉步もて、其の勢力を恢復し來る事情を云ふ。

扱又結城黨之儀に付ては、烈公様ふかく御配慮被遊、後々ケ様之事出來候節之爲めと御見通し被遊候儀と相見、駒込へ御引移り之節、奸人は一切御用ひ不被遊候様にとの御書付迄も御認め御殘し被遊候儀も御座候上は、奸氣有之ものは、決して御用ひ被遊候ては、御萬代まで不被爲、濟御儀と奉存候間、何卒右等之處、いさる御認め被遊、中納言様え早速に御親書被成進候様仕度奉願上候。

烈公遺志
望承の希

烈公の遺志通り、當主も遵奉する様、大夫人(文明夫人)より親書もて、申達する様

とのこと。

佐藤朝比
奈外轉請
求

且圖書彌太郎等、此表へ長く罷在候ては、自然人氣にも拘り、如何様之事出來候も計がたく、彌まし御國難を重ね候は、差見候儀に御座候間、江戸表之情態御直に御聞被遊度旨にて、圖書彌太郎兩人、早々御國へ被爲召度奉存候、其上にて圖書彌太郎等之儀は、御外轉被仰付候様奉願上候より外、もはや手段も盡はて、何分にもよふいならざる御場合に付、兩人申合、愚存之趣奉申上候様仕度、否之處、我々へも御下知被爲、在候様奉願上候、御國難無此上、苦心之餘り恐をもかへりみず、内密申上奉候、御取込み之御中、よふく相認メ奉差上候得共、亂書之段は、幾重にも御容赦奉願上度、かたぐ奉申上候、謹言。

六月四日

渡邊 半介

惟ふに此の内請は果して幾許の效力あつた乎、何れにしても鎮派は、奸黨を利用せんと欲して、却て奸黨の爲めに利用せられた。

【三二】 奸黨と鎮派、激派

鎮派賣ら

鎮派は全く市川等の爲めに賣られた。否な致さんと欲して、却て致された。市川等は幕府の有司と結び、其の黨與を率ゐて、政府の要路を占めた。而して激派有志は、悉く皆な筑波義徒の同類として排斥せられ、特に武田伊賀は其の巨魁として、將さに極刑に處せられんとし、鎮派の出頭者、渡邊半介の如きも、若年寄に補せられて間もなく、再び大番頭となつた。

武田賜死の計

市川等は遮二無二武田を死に就かしめんと欲し、駒込邸内に、賜死の場所として、竹柵を構ふるに至つたが、藩主慶篤は、事の危急なるを見て、私かに小姓頭取吉見治左衛門をして、内命を武田に傳へ、水戸に歸らしめた。後にて市川等は此事を聞き、慶篤に謁して、痛く怨言を吐いたと云ふ。

鎮派の太田老雜詰

人事は實に意外だ。激徒の一舉は、藩内に於ては、却て其の同志者を屏息せしめ、反對者を擡頭せしむるに至つた。即ち市川、朝比奈等の奸黨をして、其志を得し

小山田鈴木の貶黜

むるの機會を作り、機會を與へたのは、田丸や、藤田の徒であつたと云ふも、之を否定することは、不可能であらう。尙ほ渡邊半介一味の鎮派菊池三左衛門、小山田平之允、鈴木安之進等三十九名は、閣老太田資始の第に到り、面謁を要め、彼が市川等を誘引し、水戸の内訌を煽動し、且つ幕府の鎖港政策を沮遏し、總裁職松平大和守を排斥する等、數事を擧げて之を難詰し、其の狀勢頗る不穩に見えたから、太田は水戸藩邸に急報し、吏員を招き、彼等を退去せしめた。

水藩の鎮派布令

此れは六月十二日の事にて、十四日には、小山田、鈴木等は、何れも罪を得て、小普請組に貶せられた。而して水戸藩が愈よ筑波義徒追討の議を決したのは、六月十四日であつた。

元來幕府總裁職松平大和守は、追討よりも、寧ろ幕府が朝廷よりの命を奉じたる、否な幕府自から朝廷へ約束したる横濱鎖港を斷行するを急務とするの意見であつたが——此れが亦た水戸正義派の意見であつた——當日將軍より藩主へ親諭ありたる爲め、愈よ此事を決した。されば同藩中への布令も、頗る尋

酌する所あつた。

此度思召を以御取締向被仰出候處、是迄攘夷之名義を擬唱し、押借強暴を本
といたし候賊徒之義は、悉く御討取被遊候御趣意に被爲、在候處、全賊徒之勢
に迫り、無據同意之委に相成候ものは、自己之本心より出候事に無之故、寛大
之御宥恕も有之事に付、夫々住居え立戻、其身之職業相守居、追て攘夷之御沙
汰にも被爲、及候に至り候ては、不惜身命、可奉報御國恩、心掛肝要之事に候條、
必心得違無之様、支配々々末末迄無洩様可相達事。

此れは暴徒に脅從し、若しくは雷同したる者は、寛典に附するから、速に歸還せ
よとのことだ。

美濃敵愾
心煽揚

尙ほ田丸、藤田等は、江戸藩邸より特派したる美濃部又五郎の説諭によりて、一
時は幕府が横濱鎖港斷行を條件として、歸還せんとする模様あつたが、本藩内
に於て、奸黨の勢力恢復を見て、而して幕府が追討軍を派遣せんとするを見て、
遂ひにその事を斷念した〔水戸藩史料〕と云ふ説あるが、此れは寧ろ疑問だ、然も

市川追討
の任に當

彼等をして此れが爲めに、一層の敵愾心を煽揚せしめたるは、固より必然の勢
であつたと云はねばならぬ。

扱も市川三左衛門は、出軍に際し、鈴木石見守、太田誠左衛門を執政たらしめん
と努めた、此れは水戸には激派、鎮派が合同して、彼等に敵し、其勢侮り難く、若し
彼等が出征の後に、武田等が擡頭するあらば、萬事休するから、豫じめ其事なか
らしむ可く、自黨の鈴木、太田を薦めたのだ、然も在府の有司には反對の者少か
らず、殊に在水戸の執政戸田銀次郎等鎮派の士要職に在りて之を肯じなかつ
たから、遂ひに行はれずして止んだ、而して市川は、出軍の期近きにあるを以て、
江戸の後事を、佐藤圖書、朝比奈彌太郎に托して、愈よ自から進んで追討の任に
當ることとなつた。

〔三〕 激派鎮派の南上(一)

市川舉兵
江戸發

六月十七日市川三左衛門は、追討軍の將として、江戸を發した。幕府は使番永見貞之允、目付小出順之助を監軍とし、歩兵頭北條新太郎等をして、步騎砲諸隊を率ゐ出發せしめた。人員は總べて三千七百七十五人と聞えた。

鎮派一致
南上の計

然るに水戸に於ては、市川等が諸生を率ゐて南上し、忽ち彼等の所謂の奸黨の内閣を組織したるを聞き、鎮派も激派も、今は一致結合して、是非共先君の遺志を奉じ、市川等一味を黜け、尊攘の大義を宣べんことを決し、執政榊原新左衛門、戸田銀次郎を始め、鎮派激派の有志大舉して、江戸に赴かんとした。此れは宛も市川等が追討軍を率ゐて、江戸を發したると同時であつた。今ま長谷川作十郎(後に清、允迪の記した所によれば、當時の様子は左の如し。

反市川派
の對策種

偕此事水戸に聞ゆるや(市川等執政に任せられたること)……或は筑波を打て、其嫌疑を明さんと論ずるあれば、いや／＼今は勅書を奉じ、攘夷を決する外

道なしと唱ふるもあり、或は姑く潜みて、時を待つにしかずといふもあれば、さる時は徒に奸徒に魚肉せられなんと反駁するもあり、論說區々にして、衆力をまとめ、狂瀾を挽回すべき程の大策は、誰も立ざりけり。

此れが水戸に於ける現状。

烈公遺書

爰に烈公曾て遺し置かれたる親書ありといふものあり。さらばと尋ねけるに、果して政府に一通、大夫人(文明夫人、貞芳院)の許に一通と、二通迄もありけり。是を拜披すれば、結城の黨永世役人側向に採用することあれば、國の亂階となるべしと、深く警めたまふ御文意なり。皆公の遠く慮らせたまひしを、難有感泣せり。

此の如くして烈公の御遺書なるものは、出で來つた。烈公も結城黨には、能く能く懲りたるものであらう。斯く遺書まで残して、彼の殘黨を、政府に使用する勿れとの警戒を、後繼者に與へたることは、

此御遺訓は即ち今日の爲め仰置かれたるものなれば、死を以て諫め奉るこ

雷同南上

そ人臣の常分ともいふべきと、衆議同一に出ければ、榊原(執政)、岡田(參政)我共任に當らんと進みけり。さらば諸有司も從ひ、番頭も登るべしと願ふ。(原註岡田忠藏尤も周旋せしかば、加藤八郎大夫、白井忠左衛門、太田原傳内等これに應ぜり。寛介大夫は心變りて登らず)士民も曠原中に迷ひたるもの、道しるべを得たる心地して、皆雷同して、勇み立ちてぞ見えたりけり。

此の如くして、烈公の御遺書なるものは、非常なる效力を發揮して、愈よ大舉南上の議を決せしむるに至つた。

鮎澤の策

此日鮎澤(伊大夫)より密にはかり度ことのあれば、來れかしとありければ、予訪ひたりしに、鮎澤は病みて臥し居たりしが、事實に危急なり、子と共に微行して、因備兩侯(何れも烈公の子)に依り、回復をはからばやとおもふ、如何と、ありければ、予執政の決意を告げたるに、鮎澤鈍策なりとて、贊成せず、予曰く君の權謀はさる事なれども、予は思ふ旨ありとて去りぬ。

鮎澤伊大夫の意見は、因備兩侯の力を藉りて、奸黨を排斥せんとするに在つた。

南上氣勢
騰がる

歸路兄君の元に至りはかりしかば、今日となりては、尊攘の大義はさて置き、烈公の御遺訓を守るこそ差當りての常道なれ。故に我は管下の士民を引き、南上と決したり。汝詭道を踏み、厲鬼となる勿れとありければ、予が心は定りぬ。

此の如くして南上の氣勢は騰がり來つた。看來れば水戸の黨争は、實に徹底してゐる。筑波の一舉は、岩船山の集合を激成し、岩船山の集合は、奸黨と鎮派の南上となり、その結果は、市川等奸黨の新内閣を打出し、その新内閣は、更らに水戸の鎮、激兩派を合同せしめて、南上するに至らしめた。

【三三】 激派、鎮派の南上(二)

大舉の徒
要留の勢

長谷川佐十郎の所記は、尙ほ續く。

諸士民の氣勢は、頗る振ひ頼母敷おもひけれども、仰で幕府の形勢を大觀すれば、關門を鎖し、大學の徒を要留するは、必然の勢なり。たとへ榊原の質直なる、岡田の剛邁なる、單身群奸の中に入り、毫も屈撓する氣なきも、是兩人を虎口に投ずると一般の所爲に近しと、野村と思慮を廻らすも策無し。

林了藏の策

榊原は執政、岡田は參政、野村とあるは、彝之介だ。何れも長谷川同志の面々だ。適ま林了藏城中に來り曰く、烈公の遺書を奉じ南發すと聞く、實なりやと、予然りと答ふ、林いふ、君上をして果して悔悟せしむる目的ありや、曰くなし、只其分を盡して止むといふ窮策に出でたるなり、子別に策ありや、林曰く、吾も亦策ありといふには非らず、試に君にはからばやとおもふ一事あり、今新しくいふ迄もなければ、正と奸とは是君子小人の朋黨にして、固より氷炭器を同ふすべからず……元來君子黨中一時施政の方向小差あるが爲め分裂すといへども、憂愛の至情は則一なり、畢竟競争軋轢自から制すること能はず、互に吳越の思ひをなすを以て、小人其隙を伺ひ、漁夫の利を收め、鎮と激と

は鷸蚌の害を蒙りたるなり、實に馬鹿々々敷次第ならずや、然りと雖ども、今は同舟風に逢の日なり、暗昔の是非を問ふに暇あらんや、左れば鎮と激とはさらなり、苟も憂愛の情を同ふするもの、全力を振ひ、擧て小人を打つにあらざれば、事の成敗果して如何にぞや。

林の論は、如何にも至當だ。然も當時の大勢は、實に此論を實行す可き好機會であつた。

戸田推戴
南上の策

予(長谷川)曰く、誠に然り、予も斯は思ひけれども、政府孤立これを統合するの力なきに苦しむ、林曰く、戸田(鎮次郎)を説くにしかず、戸田の奸徒に籠絡せられたる、愚も亦甚し、戸田愚なりと雖ども、先人(戸田忠大夫)の靈に對し、今豈心に恥る所なからんや、若し能く懇に開論せば、戸田何の辭ありて、これを拒まん、彼の悔悟せんには、一方には戸田を主領と仰ぎ、吾輩も亦從て南上扶助したらんには、一は執政の聲援となり、一は肝徒の膽を破るに足れるなるべし、且つ君上採納の功用は、復に榊原の上に出なん。

以上は林の意見、戸田も味方に引入れて、以て奸黨と對抗し、藩主を悔悟せしめんとするの策。

此數論郭子(杉浦兼二郎)も賛成すれども、一應君に謀れといふを以て來れりと。

此の如く林は語つた。

戸田應諾

予(長谷川)敬服に堪へず、南郭子(杉浦)にいたる。……林、矢野座にあり、戸田も流石に奸徒に腰を折り、服従する心はあるまじけれ共、今我輩に左袒せんと奮ひ立こといかゞあるべきや、打揃ひて往くも騒敷聞ゆれば、先づ兼て信用篤き人より端を開きたらん方納得もよからんとて、栗田、矢野を其任に擇びたり。其翌日に至り、戸田應せりと告げ來りければ、其夜野村、栗田、矢野、林、戸澤と戸田に會しけるに、頗る改悟の色あり、ねもごろに何くれとなく相談せり(原註 此時關門通行は心配なし。と語りき。されど將來の處置に至りては、語録を左右にし、どこやら奥商に物の挟まりたる心地したりける)。榊原等本街道を登らば、戸田

奇兵運用の策

は水路を取る方よからんと定む、此議定まりし後、榊原執政は正兵なり、戸田大夫は奇兵なり、左れば奇兵の運用こそ、成敗の尤も關する所なれば、野村、長谷川兩氏は、大夫に隨行せよと林いひけるゆへ、今日の戰略、都て山本勘介の軍配に従ふべしと答ければ、危急にも尙諧謔の故態を發するやと、互に笑ふて別れける。(水戸藩史料)

如上の經緯にて、鎮派も激派も、相ひ合して南上し、奸黨に對して、協同運動を取ることとなつた。此に於て、江戸の奸黨新内閣は、やがて顛覆の運命となつた。

【三四】 激派、鎮派の南上 (三)

諸有志續南上

六月十七日、在水戸の執政榊原新左衛門は、水戸を發し出府の途に上つた。同時に執政大久保甚五左衛門、家老鳥居瀬兵衛も召命もて出發した。爾來諸番頭諸

奉行を始め、諸有司以下士民に至る迄南上する者、續々接踵し、同二十四日には、執政戸田銀次郎、側用人藤田健次郎は水戸を發し、水路江戸に向つた。而して兩人に伴ひ出發したる者は、荻清衛門、豊田小太郎、栗田八郎兵衛、矢野唯之允等、數十人にして、林了藏、野村彝之介、長谷川作十郎等も、同時に南上した。要するに榊原と戸田とは、兩手に分れ、奇正相俟つて、其功を奏せんと企てたものだ。

武田また南上

尙ほ前きに市川等の爲めに死地に就かしめられんとし、辛うじて謹慎の命を蒙りて、水戸に歸りたる武田伊賀守(正生、耕雲齋)も、此に至り深く思ふ仔細ありて、其の子彦衛門、二子魁介等、一族郎黨を率ゐ、別途南上した。

榊原等の主旨

榊原、戸田、武田の三人に就ては、長谷川は、左の如く記してゐる。
此時榊原等の主旨は、筑波を庇保する心は毫もなし、又攘夷を即行せんにもあらず、只烈公の御遺訓に基き、諫め奉らんとの一念にあり、隨行の徒も大方はこゝに止まりしなり。

此れが榊原に就ての觀察

戸田の深意は、我輩には吐露せざりしも、除奸の事は、主眼と覺へたり。此れは戸田に就ての觀察

武田阻止せらる

武田は元より品位を重んじ、衆力を藉り、醒礙嗷々せるは、自ら潔よしとせざれば、おもふ仔細ありて、其子彦衛門、魁介、源五郎と孫の金次郎を携へ、別手之家を發し、直に江戸に登らんとおもひしに、路塞りければ、小金なる東漸寺に籠り、全く他の人々とは、氣脈を絶ち居れり、蓋し國の宿老を以て、殊に全權の地に在り、此禍變を惹起したる、其罪輕からねば、一門擧て幕府の嚴罰を蒙り、君冤に代り、併て正好の分を辨明せんといふにあり、其意を賀州閣老(板倉勝重)に訴えんと思ひしも、遂に達すること能はず、後に止むを得ず、那珂港に赴むきしなり。

田中恩藏の計

尙ほ筑波義徒中の、最も亂暴なる一派田中恩藏の一隊は、江戸と水戸との通路を遮斷し、武田耕雲齋(伊賀、正生)等を擁して、其の主將とせんとの策を廻らし、六月二十一日土浦城北なる眞鍋宿を襲ひ、之を燒拂ふたが、武田は六月十九日の

夜、水戸を發し、二十一日土浦の變には、未だ此地に到着しなかつたから、彼は轉じて暫く小川邑に滯留した。而して事變以來、後れて水戸を發したる諸有志は、何れも餘儀なく半途に淹留した。田中愿藏の一隊は、筑波義徒より除名せられた。

右之者自己進退致候のみならず、所職(業)以之外、不宜に付、三軍え不被入置候様、被仰付候條、此段相達候。

甲子七月三日

岩谷敬一郎
竹内百太郎

神原等著
京 話頭前に復る。神原、大久保等は二十一日江戸に到り、直ちに其の運動に著手したが、其他同志の面々は、何れも前記の事變の爲めに、中途に淹留して、未だ江戸に達せず、彼等は全く進退に窮することとなつた。
神原目的
を達せず 當時幕府は、攘夷論者を排斥し、政事總裁職松平大和守は、六月二十二日を以て、

其職を罷められ、尋いで外國奉行澤左近將監、吟味役小田又藏等も罷められ、閉門に處せられ、幕議全く一變したから、之に結托したる佐藤圖書等の勢力、亦た内外に瀾漫し、神原等の力を以てしても、容易に其志を達することは出来なかつた。

神原等歸
藩の命 されば神原等は遂ひに手を空しくして、水戸の鎮撫と稱して、歸藩を命せられ、大久保、鳥居も亦た北歸の命を受け、二十四日、俱に江戸を發し、同時に江戸家老鈴木縫殿も亦た水戸に轉居す可きを命せられた。此れも亦た佐藤圖書等の爲めに、敬遠せられたるものだ。此の如くして折角目論見たる、鎮派、激派の協同運動も、其の勢力を江戸に集中するの機會を失したるが爲めに、今や殆んど水泡に歸せしめられんとするの有様に立ち至つた。

第五章 追討軍の失敗

〔三五〕 有志再舉の運動 (一)

南上派失敗 激派、鎮派は、折角にも、江戸に於ける水藩の政局を一變せんと、意氣込んで南上を企て、且つその若干は南上したが、遂ひに要領を得ず、其の目的を達する能はずして、榊原等を始め、五月二十六日京都より歸府し、二十八日執政となりたる鈴木縫殿さへも歸藩を命せられ、何れも六月二十四日江戸を出發するの已む無きに至つた。

小金屯集 然るに筑波の別派田中愿藏等の六月二十一日眞鍋焼打の爲めに、土浦の驛路杜絶し、南上の諸有志は、一時中途に逗留したが、二十四五日に至りて、開通したので、續々小金驛に至つた。而して六月十九日歸藩を命せられて、江戸を發したる家老岡部忠藏も亦た小金驛に逗留しつゝ、あり、仍て當時南上の際、特に入府

を拒絶せられて、小金驛に在りたる若年寄三木左大夫と相與に議し、榊原等が水路歸藩の途に就き、總州八幡町に在るを聞き、相携へて八幡町に赴き、榊原等と協議の上、俱に與に小金驛に來り、此處に屯集せる諸有志と相ひ合し、大舉して入府し、藩政を匡濟せんと企てたが、佐藤圖書等は、幕府の有司と結び、松戸、千住其の他沿道各所に關門を設け、警備を嚴にしたる爲め、陸路南上の士は、江戸に入るを得ず、空しく小金驛にて、時日を空費した。

幕府建令

當時幕府からの達令は、左の如し。

水 戸 殿

家 老 へ

水戸殿御家來之者、志願之筋有之由にて、小金宿迄罷出、七八百人に及、追々江戸表え可立入趣、早々御在所へ引取候様、御取計可被成候。且右次第に付、此上如何様之儀可仕哉も難計候間、御家來之者、假令印鑑持參致候共、其筋より斷無之者は相通問敷旨、松戸、市川、中川御番所へ相達候間、取締として、御家來出

張致居候もの共、右名前從者人數等、早々最寄御目付へ御達、向後之儀は出入共、其度々名前を以、人數等最寄御目付へ口達可被成候。

六月廿七日

市川方密
信の白狀

此の如く彼等は小金驛に抑留せられ、憤慨禁じ難き折から、偶々小石川邸より侍同心佐藤久太郎なる者、小金驛に來つた。

其舉動の怪敷見ゆるこそ、有志黨之を捕へ、何の用事ありて、此所へ來りしやと尋ぬれども、種々に言辭を繕ひ、實を吐かざる間、嚴敷責め問ひたれば、久太郎は包課せる事能はず、私儀は朝比奈殿、佐藤殿の内命を受け、諸君の動靜を探らんが爲めなり、且つ今般市川、朝比奈、佐藤の御三方南上の儀は、年來の素懷を達せん事を企圖するに在り、若し不幸にして、事成らずんば、結城寅壽殿の跡を履み、君上を押し籠め奉るの秘策なりと白狀す。有志黨憤怒に堪へず、久太郎を斬て其首を梟す、〔水戸見聞實記〕

果して此の一同心が、如上の陰謀を精確に知り得たる乎、將た之を詳細に語り

たる乎、若しくは心ならずも諸有志の拷問の爲めに、斯く白狀したる乎、そは兎も角も、此れが爲めに彼等諸有志をして、怒氣心頭に燃えしめたるは、毫も疑を容るゝの餘地はなかつた、斯くて彼等は連署して、左の歎訴狀を上つた。

有志連署
嘆願

謹て奉_レ上言候、乍恐君上には、御英明に被_レ爲_レ渡、天下舉て御依頼申上、既に昨年御上京被_レ遊候節、攘夷之儀、天朝より御委任に相成、天杯、眞の御太刀御拜領にて、御東下被_レ遊、當年は岡部忠藏等京師え被_レ遣、攘夷之儀御建白被_レ遊、其御忠誠、實に天下に卓絶被_レ遊候に付、此度鎖港御決議に相成候に付ても、贈大納言様(烈公)御遺志被_レ爲_レ繼、右御助力可被_レ遊旨、別て厚き叡慮を、被_レ爲_レ蒙候段、誠に御家之御面目にて、贈大納言様積年之御遺志、且御國中一同之至願迄も、此度社貫徹に至り候儀に可有之と、愁眉を一時に開き、實に千秋之思にて御成功を渴望仕罷在候處。

以上は最近水戸家の幸福と、其の順調に就て云ふ。然も目的は此處ではない。

【二六】 有志再舉の運動 (二)

結城黨の
所業

以下が有志の熱腸を吐き出したるところである。

先年御仕置被_レ仰付候結城寅壽之一類、朝比奈彌太郎、佐藤圖書、市川三左衛門等、右同類之者共、國家多難之折柄に乘じ、自己之榮達を貪り候爲_メ、數百人相語らひ、江戸表へ罷登、君聽を奉_レ欺、下情を壅蔽し、専ら己が黨類を要路に引入れ、其所業之甚しき、實に言語に絶候次第にて、君上御繼述御美德も、是れが爲に相廢し、天朝御委任之叡慮も、是が爲に御遷延に相成候段、甚以御忠孝之御大節に相拘り候筋にて、痛憤慨嘆之至に奉_レ存候。要するに藩主慶篤が、結城の殘黨の爲めに、殆んど籠絡せられ、彼等の手玉に取られたるを痛説す。

松平直克
問題

既に先達て松平大和守殿鎖港之儀御委任に相成、必至と力を被_レ盡候處、先日出仕御指留被_レ遊、其後出勤之上、益周旋被_レ致候處、間もなく總裁職御免に相成

候由、其御差留も御免も、公邊より之御沙汰に可有之候得共、内實は、何歟御家（水戸家）にても、右へ御拘り被遊候歟之風説にて、他藩有志之士、齒をくひしばり、御家之事御噂申上候由。

此れは松平大和守直克が、政事總裁職罷免に關する、水戸家の惡風評に就て云ふ。

水戸家に對する怨嗟

右實事にも候はゞ、誠に以不容易御次第にて、公邊閣老等は、御家にて、右様之譯に付、差支候様申立、天下之有志も、日頃奉、依頼、水戸之御家にて、右様之譯にては、とても鎖港成功に相成間敷と存候。

此の如く幕府有司は、其責を擧げて水戸家に嫁し、天下有志者は亦た水戸家に裏切られたるを怨む。

天譴の恐れ

各見込を以て、神州え之御奉公可仕旨覺悟致候はゞ、天下之大亂に及候は、差見へに可有之、左候上は、天朝より嚴重御譴責御坐候は、必定にて、萬々一左様相成候上は、威義二公御代々様へ被爲對、扱々無勿體御次第に奉、存候。

斯くて絶望の餘、天下の志士が、各自銘々の直接行動を做すに於ては、天下の大亂は、招かずして來る可く、而してその責任の歸する所、一に水戸家に在りとして、天譴を蒙るや必せり。斯くては水戸藩主たるものは、何を以て其の藩祖宗に對せんやだ。

南上の眞意

是全く佐藤、朝比奈一身之爲を計り候處より起候儀にて、一日も早く右三人之者、嚴重御處置不、被遊候ては、鎖港之儀は、差置、第一に君上之御忠誠も、水之泡と相成而已ならず、實に御家之御安危に有之、至情難默止、御家中一同必死を決し、南上仕候事に御坐候。

此處に至りて南上の眞意を、遺憾なく發露し來る。一切の罪は佐藤、朝比奈、市川の三人にあり、此れが全くの禍原であり、禍因であり、且つ禍根である。速かに彼等三人を處分せずんば、水戸家の社稷は危殆である。

佐藤白狀

尙更佐藤、朝比奈等岩船山出張之者共、南發之節、存意之筋、君主え申上候て、御聽入無之節は、君上を奉、弒、役人をも刺候て、存意を達可申、御跡目は御國之御

子様方之内にて相立可申と、相企候趣、右へ同意之者取押相糺候處、右白狀にて分明に御坐候、實に大逆無道、臣子のいふに忍びざる所、此事を以ても、彼が情實御洞察可被遊、就ては何卒幾重にも結城寅壽一類之者、嚴重御處置被遊、鎖港之儀、不日に御成功に相成候様仕度奉存候。

此の一段は、前記(參照 二五)佐藤久太郎白狀の事實と、對照すれば、自から分明だ。彼等は此の白狀を、宛も鬼の首を取りたる如き氣持もて、此處に之を持出してゐる。

實に當今之勢、天下安危盛衰に拘り候御場合に候得ば、尊攘之大典を守り、神州之義氣を振ひ、尙以て此度御國中士民出發仕候者共、是非攘夷之魁も被仰付候様仕度奉存候。此段得と御諒察被下置候様仕度奉至願候。誠惶誠恐、死罪死罪。

奸黨に對する彈文

此れは單に藩主に對する歎訴狀ばかりでなく、佐藤朝比奈、市川等の所謂奸黨に對する彈文だ。此の如くして彼等は更らに大舉して入府し、以て奸黨内閣

を一掃せんと企てた而して此の勢を助成したるは、實に水路より南上したる戸田、藤田等の一行だ。

【七】有志再舉の運動(三)

武田上書
参文

扱も武田耕雲齋(伊賀、正生)は、單獨の運動を作し、其の一門郎黨を率ゐ、小金驛東漸寺に滞在し、左の上書を草したが、遂ひに上達の機會を得ず、死に抵る迄懐中したと云ふ。之を此處に掲録するは聊か彼の志の存する所を明らかにせんとするの意に外ならない。

南上延引

私儀重く蒙仰、愼罷在る身分にて、南上仕候は、申迄も無御座、恐入候得共、近來奸徒黨を結び、第一君上え奉迫、種々奉要候御様子相伺候。一身一身之身構罷在候御時節に無之様奉存候間、罷登り申候所、於土浦表、田中愿藏等之儀有之、

道中にて種々指障等御坐候て、延著仕候。

以上は彼が現在の境遇を云ふ。

其内風と傳承仕候所、朝比奈彌太郎、佐藤圖書等、從公邊慎被仰付候旨、右様下情御賢察被爲在候上は、夫々御處置被爲在候儀と奉存候。

此れは朝比奈、佐藤の身上に就て云ふ、即ち彼等が内閣顛覆に就てのことであらう。

奸人上言
見捨の要

是迄苦心仕候儀は、追々從天朝被爲蒙仰候攘夷鎖港之御儀、御家(水戸家)にて攘夷御邪魔被遊候様、諸藩申觸候向も有之歟に、是又傳承仕、萬一右等之説、天朝え入御聽候時は、乍恐上は從天朝下は諸藩より御家御一方を御怨申上候に至り候ては、天朝より如何成被仰出有之も難計、其節に至り、何と御請被遊候哉と、臣子之情實、痛心仕候、殊に前々より御書取等を以、攘夷鎖港之儀、御建白も數度被遊前日被仰立儀と御相違被遊候ては、御先代様え被爲對候ても、甚御不都合無此上御儀と奉存候、是迄奸人共より申上候儀は、斷然と御見捨

鎖港手段
の要

被遊、前日御建白且從天朝被爲蒙仰候方え御基付被遊候て、鎖港之御手段被遊候は、御國亂も追々鎮靜可仕儀と奉存候、左も無之上は、天朝之御旨意を御請不被遊、下は御威光を以、御取鎖被遊候と申候は、騷動而已相加、何時歟治り可申哉、實に大切之御機會と奉存候、此段奉申上度、慎中不願恐、尊前迄奉捧辭書候、尙宜敷奉願候、以上。

武田は固より經綸の士ではなかつた、唯だ水戸家をして、攘夷鎖港の朝旨を遵奉せしめんことを欲したるのみ、然も彼の心事は全く此の通りであつた、彼の末路の悲惨を想へば、豫じめ其の心事を諒とする所あらねばならぬ。

市川の出
兵催告

然るに市川三左衛門は、當時結城に滯陣中であつたが、武田耕雲齋等の南上を聞き、書在水戸の城代鈴木石見守に寄せ、其の速に出兵せんことを催告した、以書付致啓達候、然ば武田伊賀守、同彦衛門、十三四歳之孫之由一人、總人數貳百人餘、小池源太衛門指添、去る廿四日、水戸道中小金宿へ出陣、筑波勢之内より、田中愿藏百四十人程馳加り、同所へ屯致し居候趣、昨夕北條新太郎、元締役

香山榮左衛門より、只今申來候間、爲心得申聞候趣物語。

此れは全く事實無根だ、但だ風聲鶴唳、斯る訛傳も出で來つたものと察せらるる。

尙又北條等相談の上、何分にも御國許よりも御人數御差出御坐候様致度申聞御坐候由、尤拙者(市川)よりも同役方へ御人數之儀、先日申遣候所行違、又々今便申遣候得共、御職柄、何分遮て御達、是非々々急速御指出御坐候様致度、左も無御坐候ては、實に御家之御危難と被存候。此段取急ぎ早々如此御坐候、以上。

六月廿七日

市川三左衛門

鈴木石見守様

各派口實 此の如く武田も、實に大切の御機會と云ひ、市川も、實に御家之御危難と云ふ、其の方向は一ならざるも、其の所説は反對であるも、何れも其の主とする所——

少くとも口實とする所は——主家の安危、一藩の存亡にあり、されば正奸兩黨の對立も、單に之を君子と小人との對立とするは、恐らくは僻見たるを免れぬであらう。

【二八】江戸に於ける奸黨の失脚

戸田等の入府

然るに陸路南上の連中は、餘儀なき障礙の爲めに、半途に滞留したが、水路より南上の連中戸田銀次郎、藤田健等は、却て後發先著の姿となり、六月二十七日著府、直ちに小石川邸に入りて、朝比奈、佐藤等に面接し、彼等が何故に君主を説き、松平大和守總裁職罷免を主唱せしめ、鎖港談判を沮遏せしめ、君主を遠勅に陥れしめたる乎と詰責し、而して先君の遺書を奉じ、藩政匡復の議を建白し、榊原、大久保、鳥居等も復た再び江戸に還り來り、此に到りて執政佐藤圖書、朝比奈彌

奸黨内閣

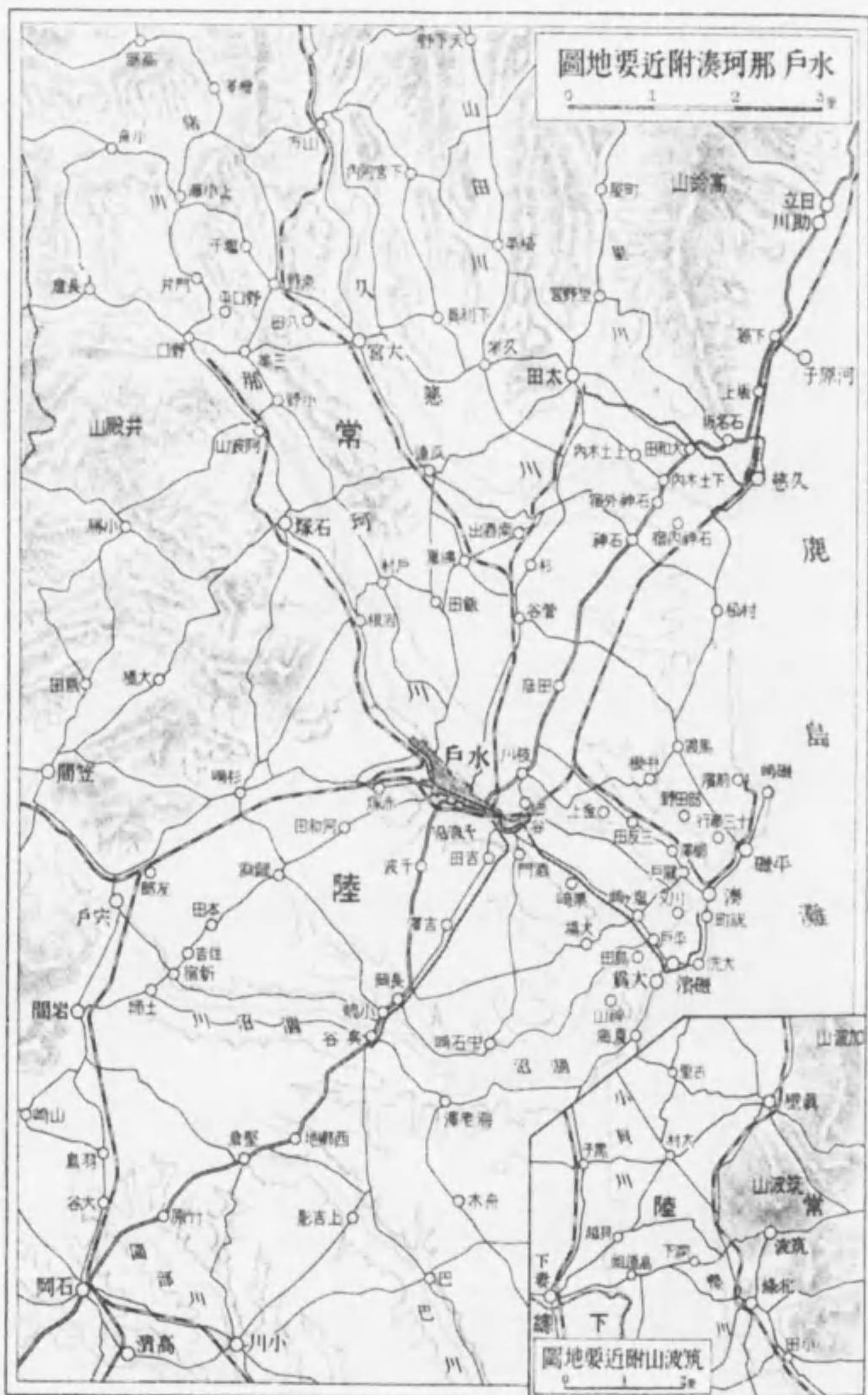
太郎は、職を罷め、謹慎を命ぜられ、七月五日鈴木縫殿、岡部忠藏は、再び執政に任
せられ、三浦賛男は用人となり、原田誠之介は奥右筆頭取となり、爲めに奸黨内
閣は、一個月ならずして顛覆した。

藩主を動
所かしたる

此の如く藩主を動かしたる所以は、戸田、藤田等鎮派の力與りて大に居るもの
にして、元老中山備中守は一書を在水戸の有志者に寄せ、激論家は君主の信用
も薄く、幕府の受けも宜しからざれば、戸田、藤田等の南上せざる限りは、狂瀾を
已に倒るゝに廻らすことは難かる可しと申し遣はしたりとの説がある「永戸
見聞實記」。そは何れにしても、鎮派の言が、尤も君主の耳に入り易かつたことは、
間違あるまい。

市川を打
滅らしし

此の變革に於て、一の手落は、三人中の尤も氣膽あり、權數ある市川三左衛門を
打ち漏らしたることだ。彼は當時兵を率ゐて外に在りたる爲め、佐藤、朝比奈同
様、罷免謹慎の厄を免かれ、その爲めに改革派は、却て彼の爲めに乘せらるゝこ
ととなつた。



市川下妻
出陣

扱も市川三左衛門は、六月十七日江戸を發し、千住驛にて幕府の歩兵と合し、二十五日結城に到り、幕兵の來著を俟ち、斯くて監軍永見貞之丞、小出順之助等は、筑波山追討の全軍を二分し、一は下妻に、一は下館に向はしめた。歩兵頭北條新太郎、同頭取香山榮左衛門、歩兵隊及び砲騎諸隊三千餘人、又た高崎、笠間二藩の兵凡二千人は、小山、飯塚二驛に布陣し、壬生藩の兵三百人餘は、山川陣屋を守り、其の他宇都宮、結城、下館、下妻諸藩は各出兵して、其の領域を守り、而して市川三左衛門は其の兵を二分し、自ら一隊を率ゐて、下妻に陣し、使番渡邊伊衛門、先手頭富田理介をして、一隊を率ゐて下妻に陣せしめた。此れが七月六日の事だ。

義徒戦備

當日筑波山の義徒は、追討軍の近づくを偵知し、主將田丸稻之衛門は、直ちに應戦の準備を爲し、諸隊を部署し、根本新平、西宮邦之介、昌木晴雄、宇都宮左衛門等は、龍勇隊を率ゐて、下館口に、須藤敬之進は、天勇隊を率ゐて北條口に、岩谷敬一郎、竹内百太郎等は、筑波の本營にありて、烈公の神輿を警衛し、藤田小四郎、三橋半六、大和田外記、飯田軍藏等は、虎勇隊を率ゐて、下妻口の敵に當らしめた。當日

兩軍會戰

藤田小四郎等は、直ちに筑波を發して、凡そ一里餘、洞下に陣した。
七月七日北條新太郎は、追討軍の先鋒となり、監使永見貞之丞等、步騎砲諸隊凡
二千五百人及び市川三左衛門の兵下妻を發し、高道祖に進んだ。此の時洞下に
陣する筑波勢は、小貝川の旁に逆へ戦はんとし、梅村眞一郎、飯田利貞を斥候と
して、先發せしめたが、追討軍は既に小貝川を渡りて、高道祖に向ひ、筑波勢の斥
候と衝突し、銃を發して進行した。梅村、飯田等は走り還りて之を本隊に報じ、此
に於て兩軍洞下と高道祖との間に於て會戦したが、筑波勢は、遂ひに利あらず
して退却した。當日北條新太郎が、陸軍奉行等に報告した一書は左の如し。

北條報告書

以急御用狀啓上致候。然ば拙者始、役々昨六日常州下妻へ致到著候付、今七日
五半時(午前九時)同所出發、筑波山間近く仕寄之陣營可取建、地利爲見分半大
隊へ、撤兵一小隊差加へ、高道祖村迄罷出候處、賊徒物見之騎兵貳騎相見候に
付、追打進發いたし候處、筑波山より人數凡百人程繰出し、前書高道祖村田野
屈曲いたし、往還木立生茂り候場所へ、賊徒共陣取いたし、砲發におよび候付、

總勢繰出候儀、騎兵を以、下妻表旅宿へ申達、雙方之打合罷在候内、敵勢貝越村
渡場之方え、人數分配進出致候様子、七人之注進申出候に付、同所爲、押一中隊
に、香山榮左衛門差添繰出し、凡一時餘之間、戰爭に及候處、賊徒敗走に及候に
付、猶嚴敷追打、洞下村凡七八町之所迄、下妻よりは凡二里半程も出張いたし
候儀にて、總軍引上げ時刻延引致候に付、程能追打引上げ申候、右戰爭に付、敵
方多分之怪我有之候哉、戦地之田野血に染み有之、死骸は賊徒共持退候哉、相
知れ不申候、味方におゐては、壹人も怪我無之引上げ申候、依之不取敢、此段御
注進迄如此に御坐候、宜御建白有之候様致度存候、以上。

七月七日夜四つ時(午後十時)認

北條新太郎

川勝丹波守殿

溝口伊勢守殿

下曾根甲斐守殿

歩兵頭衆
騎兵頭衆
歩兵頭並衆
大砲小筒頭並衆

猶以藤澤志摩守、城織部は、一昨日下午館へ出發いたし、今日之戦争には、關係不致、本文に付軍器分捕等品々有之候得共、委細之儀は、追て取調可御意候。
一 本文に付水戸殿御人數下妻へ相廻り候、並監察之儀不殘出陣致候に付、委細監察よりも御届書差出べく存候。此段御心得迄に得御意候以上。
此れによりて見れば、如何に幕府の演習したる新式歩兵が、其の實戰に於て、實效を現はしたるか、判知る、但だ筑波勢としては、始めて正式の兵と接戦したることであつたから、聊か意外であつたかも知れない。

新式兵の
實效

〔二九〕 下妻に於ける夜襲の勝利

筑波勢下
妻に向ふ

七日の初一戦は、衆寡敵せず、筑波勢退却した。八日（元治元年七月）田丸稻之衛門は、軍議を催うし、彌よ夜襲に決した。曰く、今や敵軍下妻に集中し、前日の勝に狙れて、警備を忽にす、須らく夜襲す可しと、竹内百太郎最も之を主張した。仍て直ちに諸隊に令して、筑波山を下り、洞下に至り、兵を二隊に分ち、三橋半六、根本新平、高畑孝藏、昌木晴雄、西宮邦之介等は、高道祖路を取り、竹内百太郎、藤田小四郎、飯田軍藏等は、小貝川を涉りて、間道下妻に向うた。

下妻夜襲

斯くて翌九日味爽（午前四時頃）竹内百太郎、藤田小四郎等の諸隊は、飯田軍藏を先鋒とし、下妻の幕府軍營多寶院を襲ひ、吶喊衝撃した。幕兵發銃應戦した。飯田は中門の東垣を破り、麾下皆槍を揮うて縦横突進した。又た梅村眞一郎、車田行藏、川俣茂七郎、瀧平主殿、竹内百太郎、島田虎吉、藤田小四郎、市毛孝之介、栗田源左衛門等は、各手兵を率ひ、火を放ちて合撃し、殺獲甚だ多く、幕兵は怵へかねて潰

高崎兵を
走らす

走し、監軍永見貞之丞等は、僅に身を以て免れた。又た三橋半六の隊は、西宮邦之介、昌木晴雄等を先鋒とし、高道祖より下妻の敵營に向うたが、多寶院の襲撃は既に畢つたから、更らに雲充寺に陣せる高崎藩の兵を襲うて之を走らせた。

筑波勢猛
撃

市川三左衛門の一手は、新福寺に陣したが、曉天に大砲二發響くと齊しく、呐喊の聲轟き、火焰所々に燃え上り、永見監軍より急を告げ來りたれば、市川は直ちに手勢を指揮して繰り出さんと、太鼓を打鳴らすところに、大砲小砲の音響き渡り、市中は火焰延焼し、阪本口番所警衛の下妻藩士七八人は、筑波勢四五十人に取圍まれ、之を切り抜けんといふ血戦し、其中五人は討死した。筑波勢の三橋半六等の一隊は突進し、來り迫りたるが、市川勢の大砲方は、大砲をやらじと防ぎ戦ひたるも、筑波勢四方より寄せ來り、諸生方安生謙三は、二尺三寸の太刀を振り、眞先に飛び出し、遂ひに討死した。

市川勢死
傷

其他安松萬次郎、大宮金之介も同じく討死し、松村榮次郎は、筑波勢の隊將三橋

半六と渡り合ひ、股根を突かれ負傷したが、却て三橋の槍を奪ひ取つた。綿引隆三郎は、垣根の外へ奔り出づるところを、筑波勢が、只だ一打と背中を切り付けたが、打洩らした。齋田金太郎は、棒を振り、筑波勢と渡り合うたが、棒を切り折られ、太刀を抜かんとしたるところを、撃たれて死した。庄司善次郎は、駆け出したる所、銃丸に中り、歩行叶はず、焼死した。

筑波勢大
勝

何は兎もあれ市川の諸生隊は善く防戦したが、遂ひに利あらず。此の如くして筑波勢は計畫的中、凱歌を奏して引き揚げた。尙ほ多寶院に宿陣したる幕兵監軍永見貞之丞は、同寺の縁の下に潜み、隙を伺ひ、裏手の畑に逃げ去り、其の翌日結城に遁れたと云ふ〔波山始末〕。されば彼の乗馬、馬標は勿論、其他幕軍の彈丸、火藥、器械等も、悉く皆な筑波勢の手に分捕せられた。

筑波勢凱
旋

斯くて筑波勢は、軍を收め、悠々朝飯を喫し、大寶八幡の社前に於て勢揃へをなし、筑波山に凱旋した。筑波勢では、川崎勇四郎、砲丸の爲めに斃れ、竹内百太郎額に微傷を負ひ、薄井督太郎右腹に輕傷を受けたるのみにて、殆んど無損害であ

つた。

飯田軍藏
の戦功

此の一戦に就ては、飯田軍藏の功尤も拔群であつた。乃ち總帥田丸稻之衛門は、鞍置馬一疋に、左の感狀を與へた。

奸徒追討の節、三軍無比類勳、神妙候、依之鞍置馬一疋進之候、以上。

直 允花押

飯田軍藏殿

川崎への
褒狀

尙又た田丸は飯田の部下出羽の人川崎勇四郎の打死に付き、左の褒詞を與へた。

先達て多寶院にて戦争の砌、無比類勳、且遂戦死、感入候、飯田軍藏に於ても何程哉、残念に可有之、乍去武門に於て一段と存候。

而して七月十五日、その遺骸を、筑波山十王堂墓地へ埋葬した。

此の一勝の爲めに、筑波勢は其威大いに振ひ、加盟者續出し、十日の後に人數四百人餘を増加した。

〔三〇〕 追討軍の頓挫

下妻藩兵
の逃走

下妻の一戦は、幕軍及び市川勢を空しく退却せしめた。下妻藩では自から守るの力なきを以て、幕軍の若干を分ち留めんことを請うたが、聽かれなかつたから、自から陣屋を焼き拂うて江戸に遁れ去つた。結城に退却したる市川は、十二日付にて、左の一書を江戸邸に寄せ、戦況を報じ、且つ追討軍の増發を要めた。

追討軍増
發要望

以書付致、啓上候、結城到著致居、追々公義衆え萬事打合、軍議之上、筑波之賊徒追討致し候手筈にて、去る六日同所出立、新福寺へ到著致、七日公義衆、洞下村迄罷越、陣營之場所見立之爲メ、北條新太郎歩兵隊引連れ、高道祖村迄出張相成候處、賊徒方よりも多人數指出候哉之由相聞候間、御家より之御人數、即刻出張之處、賊徒共より公邊御人數へ互に放發、賊徒共之内には、餘程死人も有之趣に相聞、尤死骸之儀は、先方え引取候間、相分り兼候得共、其節御家御人數之儀も、新太郎へ打合、問道より繰懸り、山間より押詰候處、賊徒共退散致し候間、

互に奸徒と呼ぶ

先を追詰候得ば、何方へ逃去候哉不相分候間、一と先新福寺迄引取罷在候處、筑波勢は市川勢を奸徒と呼び、市川勢は筑波勢を賊徒と呼ぶ、何れも好稱ではない、七日の追撃中止は、未だ必らずしも如上の理由ではあるまい。此れは口實であらう。

糧米缺乏

其夜高道祖村に失火有之候間、定て賊徒共之所行に可有之奉存候間、新福寺之儀は夫々手配もいたし居候處、未明之頃、賊徒共五、六十人計も可有之候哉、彼方より襲來、御目付代永見貞之允、旅宿へ亂入、夫より所々へ放火致候間、夫防戦等致し候所、御目付方大砲方、御普請方、其外共下宿へ致放火、別紙之通即死怪我人等出來、殘念之至に候、第一兵糧米燒失致し、且公儀御人數之方にも、甚指支候由に候間、一と先結城表迄引取、兵糧手當致、又候筑波へ取掛り候手筈に御坐候。

七月十二日

此れは敗軍の申譯として、上乘のものであらう。

軍資金要

尙々賊徒之儀も不容易形勢に付、御増御人數御坐候様致度、左も無之候ては、公邊へ對し候ても、不都合に御坐候、且御國表えも右之儀申越候處、何分六ヶ敷事と奉存候間、宜御取計御坐候様致度候、御軍用金之儀も、追々遣詰差支候間、何卒御勘考之上、壹箱程(千兩)も急速御遣しに致度、否是非々々急速御報御坐候様致度御待申候。(別紙略す)

幕軍の進發

此の如く市川は結城に退却し、援軍の増發を請要してゐる。尙ほ幕府は、筑波勢との開戦の報を聞き、大番頭堀内藏頭、書院番頭織田伊賀守、小姓組番頭井上越中守、持筒頭和田傳右衛門、先手頭土屋鈎之丞、徒頭遠山三郎右衛門、小十人頭竹内日向守をして、各部隊を率ゐ、追討軍に参加せしめ、特に參政田沼玄蕃頭(意尊)を總督とし、目付設樂彈正、日根野藤助、牧野綱太郎等をして之に屬せしめたが、獨り堀内藏頭は、舊格を固執し、老中の指揮を請うて、肯て若年寄の指揮を受くるを欲せず、その爲め同人を罷めて差控を命じ、神保山城守をして之に代らしめた。

追討軍への達書

野州表え其方共組々被遣候儀は、是迄大平之風習にて、御旗本御家人等、自然柔弱に成行、竟に御武威にも拘り候を、御心配被爲在、不容易時勢、士氣振興之爲、深き御趣意有之、無據御親衛之向々被遣候事に候條、一同篤と相心得、彌勉勵可致旨、上意に候事。

此れは七月十日付である。此の如き達書を旗下に與へねばならぬとは、能くも幕府の旗下が、腐り果てたる状態であることを證明するに餘りありだ。蕞爾たる筑波勢に對し、此の如く將軍麾下の親衛までも動かさねばならぬとは、是れ決して徳川氏に取りて、愛度事ではあるまい。

【三二】 佐藤、朝比奈、市川の會合

水戸藩へ幕府の命

幕府は更らに七月十日付にて、常總、野の諸大名に令して、兵を出し、追討軍に應

令

援せしめ、且つ水戸藩へは、左の命令を下した。

野州邊浮浪之徒、爲追討先達御人數御差出被成候付、爲應援從公邊御人數被差遣候處、此度右御人數へ對し、浮浪之徒より、兵端相開候趣、注進有之候然る上は、諸家申合、永見貞之允、小出順之助、並歩兵役々申談、早々追討可致旨、應援之諸大名へ相達候間、彼地出張之御人數にも、早々追討取掛り候様、御達可被成候、此段可被申上候。

幕兵退却

此に於て水戸藩は、直ちに之を討手の主將市川三左衛門へ達したが、市川は結城に退却したる後にて、此の達書と、市川の前書（參照 三〇）とは、途中行違ひになつたのであつた。然も幕兵は、下妻の一敗にて、肝膽落ち、殆んど闘志を失墜し、監軍永見、小出等を初めとし、歩兵諸隊、何れも糧食、兵器の缺乏を口實として、悉く歸途に就き、市川も亦結城を發して、更らに間々田へ退却した。乃ち同人は十日付にて、左の一書もて、事情を具陳した。

市川亦退却

御書付致拜見候、野州邊浮浪之徒、公邊御人數え對し手向、兵端を開候付ては、

追討可致旨、應援之諸大名へも、御達に相成付、出張之御人數えも早々追討取掛可申旨、委細去る十日夕、水野和泉守殿より御渡し有之候御別紙之趣致承知候。然る所公邊歩兵頭藤澤志摩守等より、糧米人馬、其外種々指支候廉有之候に付、一と先御人數引上げ、萬端御差支無之様、其筋へ申立致手當候上、又候出張可致との旨、申聞有之、御目付代衆始、昨朝結城表出立被致候。依ては拙者も同様御人數引上げ、昨夕間々田宿迄引取申候。此上糧米器械等手厚に致手當、又候急速出張可致心得に御坐候間、其御含にて萬端御手都合御坐候様致度、尙委細之儀は、近日致出府可得御意候。此段御答如此に御坐候。以上。

七月十三日

備 中 守様(中山)

甚 五 左 衛 門 様(大久保)

三 左 衛 門(市川)

市川退軍の理由

此の如く結城に退却し、増援軍を請要したる市川は、更らに間々田に退却し、今

は幕軍の總退却と與に、自から退却を宣するに至つた。若し眞に彼にして死力を效さん乎、彼の一手を以てしても、筑波勢を退治するに、不足ある可き様は無いのだ。然るに彼が此の如く幕軍の退却を口實とし、糧食、兵器の不足を口實として退却したるは、彼は果して別に考ふる所があつたが爲め乎、將た筑波勢の銳鋒に畏縮して然りし乎。

市川佐藤朝比奈會見

此の如くして、七月十五日市川は間々田驛を發し、武州杉戸驛に至り、此處にて端なくも、前執政佐藤圖書朝比奈彌太郎等が、其徒を率ゐて江戸より來るに出會した。元來市川は江戸に於て、奸黨内閣の顛覆したるを知り、一先づ江戸へ引上げ、更らに兵食を調理して、幕兵と與に出直さんと企てたが、佐藤朝比奈と出會して、始めて其の政局再轉の事情を詳にし、此に於て彼等三人は、手を携へて水戸に還り、善後策を廻らさんと一決した。

佐藤朝比奈歸藩

佐藤朝比奈の兩人は、失脚後當分江戸駒込藩邸に滞在し、其の恢復を圖つたが、事意の如くならざるを見て、其徒百數十人を率ゐて江戸を發し、日光街道より

歸途に就いたが、前記の如く、偶然にも市川と出會したのだ。彼等が此の如く道を日光街道に取りたるは、水戸街道には、武田耕雲齋を首として、反對黨が、各驛に屯集したるが爲めであつた。

市川の諸生鎮撫

尙ほ市川の諸生隊は、江戸に於ける變革を聞きて、非常に憤激したが、市川は極力之を鎮撫し、左の諭書を發した。

拙者儀此度一同御國表へ引取、再度出張之心得之所、彼是議論有之儀は、尤之筋に相聞候へ共、乍不肖出張之砌、厚き御直諭を蒙候へば、是非々々御趣意貫徹不致候ては、決して不相濟儀と、各も心得可有之事に候所、金穀、武器等手當之儀に付、公邊御役方共相談之上、是迄引取候へ共、江府之模様も有之儀にて、届有無之事は勿論に候へ共、素より御國表迄罷下り、取締方迄之儀、仰を蒙り候儀は、各逆も厚相心得不申ては、實に不相濟場合に付、是より御國表へ引取候儀は、如何と可存候へ共、一同御城中へ繰込、石見守等へ申合候廉も有之、勿論金穀手當見込も有之事に付、夫等之譯、得と相心得、一同熟和之上、進退有之様

致度頼入候事。

但明日、明後日之内、公邊御役人中通行有之候はゞ、得と打合之上、引取可申、若又其内通行無之候はゞ、届放しに引取候心得之事。

此の如く江戸の模様變りに付、自由行動を爲して、水戸城に入り、鈴木城代等と協議の上、後圖を做す可しとの意味だ。果然彼は此の如く行動した。

第六章 市川勢松平頼徳入國を拒む

【三三二】 市川等の歸藩

水戸黨禍
の連続

水戸の黨禍は、末流に趨くに從うて、次第に其の慘烈を極めた。當初は言論戦であり、策謀戦であり、遂には實戦となり、最後には殺戮となつた。而して水戸齊昭の甲辰（弘化元年）の厄運より、維新の際に至る迄、凡そ二十五年間に互りて、相ひ連續し、尊皇攘夷の本家本元たる水戸を擧げて、殆んど死火山たるの狀を呈するに至らしめた。筑波の一擧は、其の黨禍の中に於ける、一齣の悲劇にして、此れが前に遡れば、黨禍の結果であり、後を望めば、黨禍の原因である。畢竟此の一擧は、黨禍の子にして、復た黨禍の親である。要するに之を單獨の事件として觀察す可きものでなく、水戸黨争史の長き卷物中の一段落として見ねばならぬ。扱も市川、佐藤、朝比奈等所謂の奸黨の領袖は、七月十八日（京都に於ける禁門變の

市川等水
戸歸著

前日四百數十人の同志を率ゐ、杉戸驛を發し、古河、小山、下館、笠間を経て、二十三日水戸へ到着した。市川は出發の當日、江戸の家老中山、大久保當にて、左の一書を送つた。

市川中山宛狀

野州邊浮浪之徒追討之儀、尊命を蒙り、出張仕候處、公邊御人數御引上げ相成候に付、拙者儀も同様御人數引連、杉戸宿迄引取申候處、今度は公邊にても、御備組御指出之御模様にも相聞候間、依ては先ノ一御備御指出無之候ては、公邊へ被爲對、御濟被遊問敷候間、其旨御下知被爲在、御國元より先ノ一御備御指出御坐候様致度、且我々儀も急速御國表へ罷越、金穀人馬取調、不日に出張可致候。左も無之候ては、何れも追討行届兼可申存候。仍て此段得御意候。以上。

七月十八日

市川三左衛門

中山備中守様
大久保甚五左衛門様

南上一味
に對する懸
念

此れは市川に取りては、退却の好口實であつた。一方水戸に於ける有志の面々は、其の一半は江戸に滞在し、他の一半は江戸に入るを得ずして、小金驛に滞在する者も少からず、彼等は何れも幕府をして、鎖港を斷行し、勅意を貫徹せしめんと期したるものにて、然も筑波の一味は、常總の野に出沒横行する際であれば、彼等が此の一味と相通じて、策應することあらんかと、幕府では掛念一方ならず、乃ち七月十九日、水戸藩に命じて、左の如く其の退散を命じた。

水戸殿家老え

幕府の入
府取締令

水戸殿御家來之者、志願有之由にて、小金宿迄罷出、七八百人に及、追々江戸表へ立入候趣に付、右は何等之儀申立候哉、難計候得共、不穩事に付、江戸表へ不立入様いたし、早々御在所へ引取候様、御取計可被成候。且右次第に付、此上何様之儀可仕も難計候間、御家來之もの、假令印鑑持參致候共、其筋より別段斷無之ものは、相通問敷旨、松戸、市川御番所爲取鎮出張致居候ものも候はゞ、右

名前並従者人數等、夫々最寄御目付へ御達、向後は出入共、其度々名前を以、人數等、最寄御目付へ御達可被成候。

水藩主の
歸參令

此の如く幕府よりは彼等の退散歸水を嚴達し、又た二十一日には、水戸藩主慶篤は、左の手書を家老に下し、南上したる有志の一半を歸藩せしめんとした。此度諸生等多人數出府いたし候に付、頭々も爲鎮撫罷登り候處、畢竟政事向變革之儀を致憂慮候事と被存候處、只今にては以前と同様之事にも候間、右様多人數致出府居候ては、國元は次第に手薄く候はゞ、第一貞芳院様（烈公夫人）御初御住居被遊候折からにも候得ば、何事に付ても、甚心配之事に候、依ては罷出候頭々諸生に至迄、速に半丈け罷下、貞芳院様御初奉守護候様可致もの也。

七月廿一日

家老 共へ

書添、鎮港之儀は、公邊にても精々御世話も被爲在、此節追々御手續をも相付

應命歸藩
者

候場合故、一同にも心配等いたし不申、早々引取候様可致もの也。

此の命令に應じて、大番頭渡邊半介は、其の部下の諸生二百人を率ゐ、即日江戸を發して歸藩し、家老戸田銀次郎、側用人藤田健二郎等も亦た百餘人を伴ひ、同二十四日歸藩の途に就いた。此の一行には、桑原力太郎、豊田小太郎、荻清衛門等隨伴した。又た栗田八郎兵衛、林了藏、矢野唯之允等十數人は、水路より歸藩したが、途に潮來にて、激派壯士の爲めに抑留せられ、後那珂港の營に入つた。尙ほ家老榊原新右衛門及び之に屬する有志は、江戸に滞在した。此の如くして鎮派、激派の行動は、自から各自別段のものとなつた。

【三三】 激派の苦境

激派の立
場

所謂る激派の位置も、頗る困難であつた。彼等は鎮派と協力して、江戸に於ける

佐藤朝比奈等奸黨内閣を顛覆したるも、然も彼等本來の目的は、鎮港攘夷に在り、而して幕府は容易に之を實行す可き意志もなければ、其力も無い、幕府の尤も急とする所は、それよりも筑波勢の掃蕩であるが、此れには激派の一部は、動もすれば聲息相通ずるものと疑はれ、而して其の討伐に奮つて趨いたのは、奸黨の領袖市川三左衛門であつた。

激徒退退
に窮す

然も彼は佐藤朝比奈等が執政の職を罷められたるに拘らず、其の出陣中であつた爲めに、其厄を免かれ、依然執政の一人であれば、彼が幕吏と結托し、其兵力もて、再び奸黨の勢力を恢復するの虞れは、決して皆無では無かつた。されば彼等激徒は、進んで攘夷の實を擧ぐる能はず、退いて藩治を保続するに難く、今や殆んど進退に窮した。されば野村彝之介、長谷川作十郎等は、私かに目付山口正定を京都に遣はし、其の事情を上聞し、特に鎮東勅使の下向を請ひ、朝廷の力を藉りて、活路を開かんと試みたが、山口の未だ著京せざるに先ち、七月十九日禁門の變亂出で來り、其の計企も、水泡に歸した。

鎮東勅使
請願の計

禁門變の
影響

惟ふに文久三年八月十八日、京都に於ける政變は、尊攘派の一大頓挫を來たした。然も尙ほ餘焰の未だ熄まざるものがあつた。然るに元治元年七月十九日、禁門の變に至りて、尊攘派は實に最後の打撃を受けた。然も其の影響の尤も大なるは、實に水戸の尊攘派であつた。特に筑波の一味に於て、尤も甚だしとした。櫻田事變は、水薩の提携になつた。坂下事件の如きは、水と長との契合に資するもの少くなかつた。而して筑波の一擧の如きも、公然たる提携とは云はざるも、水長兩藩の有志——例せば藤田小四郎と桂小五郎——との默契に頼るもの少くなかつた。彼等は尙に東西相ひ應じ、同聲相ひ叫ぶの豫想を持つてゐた。然るに今や長派は禁門の變にて、殆んど全く敗竄した。此の一擧は、幕府をして、頓に生氣を加へしめ、從つて水戸の奸黨等にさへも、意外なる聲援を與へ來つたことは、固より豫想以上であつた。されば正義派は、折角江戸に於て奸黨内閣を顛覆したるも、自から保つに汲々として、手も足も出ざる情態であつた。而して幕府は、此機に乗じて、愈よ筑波勢討伐の事を、七月二十六日付にて、水戸藩に嚴

幕府生氣
を生ず

幕府の筑
波勢討伐
命令

第六章 三三 激派の苦境

達した。

御上洛(將軍)御留守中野州太平山へ浮浪之徒相集、其後常州筑波山へ楯籠、民家へ押入、財を奪ひ、種々横行之致方有之、且小金原へ、多人數屯集致居候者は、浮浪之一味には有之間敷候へ共、不穩模様相聞。

此れは水藩に取りて、大なる痛手であつた。

就中筑波山の者は、水戸殿家來にて、浪人致候者多くは、主謀と相成、攘夷之儀、未成功に不到を、心外に存候との儀にも可有之候へ共、遠大之思慮無之、遂に無謀之攘夷に陥り候ては、勅命に背き、恐多き事に候。

此に到りて、更らに一層の痛手を加へ來つた。水戸の激派をして、自から立つ所を知らざるに至らしめた。

出兵討伐の必要

方今之急務、武備更張之外無之處、其儀に難堪、屯集致候は、是又可惜に無之候へ共、水戸殿家來浮浪と等敷暴行有之候ては、水戸家御名儀不相立のみならず、其儘於被指置は、幕府之御職掌も難相立儀に付、無據御人數御指向相成候

長州討伐の知らせ

條、其意味篤と相辨へ、官兵と俱に暴行之者を討滅致し、常野人民之害を除き、報國之赤心を顯し、政府と一致に盡力社、御親藩之臣と可申。

此に到りて正義派の背上、三十棒を下し來る。

且又長藩之者共、京師へ押入、恐多くも御所近迄亂入、砲發致し、朝敵之賊等、即時に過半誅戮に及び、凡皇國に生るゝ者、誰か尊王之道を不知者は有之間敷、然に長州人之暴行之如きは、甚可惡之、依之長州一藩討取可申段、從京師被仰出候間、是等之儀も篤と相辨ひ、心得違無之様、精々御申論被成候様、可被申上候事。

但本藩之家來は勿論、末家並他出罷在候者に至る迄、可成丈急速本文之趣行届候様可被致事。

如何に長州勢の敗走が、頓に幕吏をして、其の鼻息を荒からしめたるかは、此れにて分明だ。所謂隣家の火災が、吾家の池魚に及んだとは、此事であらう。禁門の變は筑波勢には勿論、水戸の正義派にも、多大の打撃を與へ來つた。